

第2次
嘉麻市男女共同参画社会基本計画

平成29年3月

福岡県 嘉麻市

はじめに

お互いの人権を尊重し、みんな（男女）で創る^{まち}嘉麻市



嘉麻市長 赤間 幸弘

嘉麻市が誕生して11年を迎えます。

嘉麻市では、誰もがその人権を尊重し、その個性を認め、協力し、自立した生涯を送れるよう支援される男女共同参画のまちづくりを目指すため、これまでにさまざまな取り組みを行ってまいりました。

平成22年に嘉麻市男女共同参画推進条例が制定され、平成25年から男女共同参画を所管する担当部署として「男女共同参画推進室」を設置し、市における男女共同参画施策を積極的に推進してきました。

昨年の4月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されたことを受け、まずは嘉麻市が市内の事業者や各団体の率先垂範となるべく、「嘉麻市特定事業主行動計画」を定めるとともに、同年7月には「女性大活躍推進宣言」を行い、市職員の女性の管理職登用についての目標設定を行いました。

また、市の審議会等委員の女性委員の登用率を向上させるため、平成26年12月から「嘉麻市女性人材バンク」を設置し、各審議会等委員への女性の紹介等を行ってまいりました。

このような取り組みの成果もあって、市職員の女性管理職（課長級以上）の全管理職に対する割合については16.6パーセント、市審議会等女性委員の全委員に対する割合については33.6パーセントと、いずれも県内自治体では上位にランクされ（平成28年度実績）、年々その値は上昇している傾向にあります。

しかしながら、一昨年に実施しました「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」では、性別による役割分担意識が依然として根強く残っていること、社会の各分野において、男女の不平等感や男女共同参画に対する男女間の認識の違いがあるなど、多くの課題があることもわかり、男女共同参画社会を実現していくには、なお一層の努力が求められていると言えます。

こうした状況を踏まえ、このたび、嘉麻市男女共同参画審議会の答申を受け、この「第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定したところです。

今後は、この基本計画に基づいて、市民との協働のもと、男女がともに参画する嘉麻市のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆さまには、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、嘉麻市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、市民意識調査にご協力いただきました皆さまや貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の方々に、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

目次

第1章 計画策定の背景

1 男女共同参画を取り巻く背景	1
(1) 世界の取組み	1
(2) 国・県の取組み	1
2 嘉麻市の取組み	3

第2章 計画の基本的な考え方

1 策定の目的	5
2 計画の位置づけ	5
3 計画の基本理念と目標	5
4 計画の期間	6
5 施策の体系	7
6 課別具体的事業一覧	8

第3章 嘉麻市の現況

1 人口に関する現況	13
(1) 男女別人口の推移	13
(2) 年齢3区分別割合推移と全国・福岡県との比較	13
(3) 年齢別人口の状況	14
(4) 産業構造の推移	15
(5) 年齢階級別労働力率	16
2 嘉麻市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況	17
(1) 嘉麻市の各種委員会・審議会等の性別内訳	17
(2) 審議会等における性別内訳・女性登用率の推移	17
3 市民意識調査からみた現状と課題	18
(1) 固定的性別役割分担意識	18
(2) 男女の地位の平等感	21
(3) 男女共同参画に関する施策・用語の認知	23

第4章 計画の内容

基本目標 I 男女の人権を尊重する意識づくり	29
主要課題1 固定的性別役割分担意識の解消	30
主要課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革	33
主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進	35
主要課題4 あらゆる暴力の根絶	38

主要課題5	国際的な視野に立った男女共同参画の推進	41
基本目標Ⅱ	あらゆる分野における女性活躍の推進	43
主要課題1	社会における意思決定過程への女性参画の促進	44
主要課題2	雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備	47
主要課題3	農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進	51
主要課題4	地域における女性活躍の推進	54
基本目標Ⅲ	男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり	58
主要課題1	男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる 「ワークライフバランス」の実現	59
主要課題2	生涯を通じた健康推進	64
主要課題3	様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	66
主要課題4	防災、災害復興分野における男女共同参画の推進	68
基本計画を推進するための取組み		71
主要課題1	推進組織体制の強化、充実	72
主要課題2	拠点施設の充実	74
主要課題3	市民と行政の協働による推進	75
成果指標		77

資料編

○嘉麻市男女共同参画審議会会議経過	79
○嘉麻市男女共同参画審議会委員名簿	80
○用語の解説	81
○関係法令	84
○国内外の主な動き	120

第 1 章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

1 男女共同参画を取り巻く背景

(1) 世界の取組み

国際連合は昭和50年(1975年)に、国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)を開催して、この年からの10年間を「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とし、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱されました。

昭和54年(1979年)に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃するための多様な措置を取ることを締約国に義務付けました。

女性に対する差別とは、法的差別だけでなく、慣習・慣行上の差別も含み、これらの差別を廃止するために、固定的性別役割分担意識を払拭する必要性を訴えています。

平成5年(1993年)の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

平成7年(1995年)に「第4回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

行動綱領は、12の重大問題領域に沿って、女性のエンパワメント(本来持っている能力を引き出すこと)のための行動指針を記したものです。

平成22年(2010年)には、第54回国際婦人の地位委員会「北京+15」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の完全実施が必須であること等が確認されました。

平成23年(2011年)に既存の国連のジェンダー関連4機関が統合され「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」が発足しました。

UN Womenは、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等とエンパワメントに向けた活動を主導する役割を果たすもので、我が国は初代執行理事国となっています。

平成27年(2015年)は、「北京宣言」および「行動綱領」が採択されて20周年を迎え、国連では「北京+20」記念会合として、3月に第59回国連の婦人の地位委員会を開催し、これまでの各国の取組状況に関して実態を把握するとともに、世界に向けて広報や啓発等の活動を行いました。また、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討する「国連女子差別撤廃委員会」の委員長に日本の林陽子弁護士が就任しています。

(2) 国・県の取組み

わが国においては、昭和60年(1985年)には「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い男女平等を進めるための関連法令や制度の整備が必要となりました。その結果、国籍法が父母両系主義へ、学習指導要領の家庭科は男女共修へと改正され、昭和61年(1986年)には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が施行されました。

平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、同法に基づき翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 年（2001 年）には配偶者からの暴力（以下「DV」という。）防止に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行され、その後改正を重ね、平成 25 年（2013 年）には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー行為規制法」という。）と合わせて法改正し、恋人間の暴力にも対応できるようになりました。

平成 17 年（2005 年）に次世代育成支援対策推進法の施行や平成 19 年（2007 年）にワークライフバランス憲章及び行動指針の策定など、子育て支援や仕事と生活の調和推進への取組みも進められています。

平成 27 年（2015 年）には、第 3 回国連防災世界会議が開催され、東日本大震災の教訓を踏まえ、国際的な防災の枠組「仙台防災枠組 2015-2030」に、災害リスク削減にあたっては、女性のリーダーシップが促進されるべきであることが盛り込まれました。

同年 8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、女性の職業生活における活躍の促進に関する施策については、企業や自治体に推進計画の策定が定められました。

また、同年 12 月に閣議決定した「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下「第 4 次基本計画」という。）では、以下の 4 つを目指すべき社会として定めています。

- ①男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ②男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

しかしながら、平成 28 年（2016 年）3 月には、女子差別撤廃委員会からわが国に対して、政策的取組みが不十分であるとの勧告がなされ、国際社会に連動して、男女の平等を基礎とした人権と基本的自由を確立することが求められています。

福岡県では、平成 8 年（1996 年）には、福岡県女性総合センター（現：福岡県男女共同参画センター）が開館しました。男女共同参画社会基本法第 9 条に則り、平成 13 年（2001 年）に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成 25 年（2013 年）には「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、被害者の総合的な支援が一か所で対応できるようになりました。

平成 27 年（2015 年）11 月に、これまでの施策をより実効性を高めて推進するために「第 4 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 3 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が答申されました。

「第 4 次福岡県男女共同参画計画」では、ワークライフバランスが実現した社会を目指す姿として示されています。また、「第 3 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」では、「デートDVに対する認識度」「DV相談窓口を設置した市町村の数」など成果指標を新たに設定して定期的に進捗管理を行い、計画の実効性を高めることとしています。

2 嘉麻市の取組み

嘉麻市は、平成18年（2006年）3月に1市3町（山田市・稲築町・碓井町・嘉穂町）の合併により誕生しました。

嘉麻市では、市民が主体的にまちづくりに参画し、すべての人権が尊重され、男女がともに社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指しています。

平成22年（2010年）12月に施行された「嘉麻市自治基本条例」においては、男女共同参画の推進として「市民、議会及び市長等は、男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮できるよう、男女共同参画を推進しなければならない」と定められています。

また、嘉麻市における男女共同参画社会の実現を積極的に進めるため、同年「嘉麻市男女共同参画推進条例」を施行し、男女の人権の尊重など7つの基本理念と、市、市民、事業者等の責務を定め、市全体で男女共同参画社会の実現に取り組むこととしています。

嘉麻市におけるこれまでの男女共同参画に関する具体的な取組みとしては、平成19年（2007年）3月に「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。

これは、男女共同参画社会の形成は、嘉麻市において重要課題の一つとして位置づけるとともに、基本計画の策定により、市の男女共同参画に関する施策を体系化し、総合的かつ効果的な施策展開を行い、さまざまな課題を解決して、男女共同参画社会の早期実現を目指すものです。

本基本計画に基づき、毎年、各施策における実施計画を立て、その実施状況について進捗管理を行いました。

平成22年（2010年）1月には、嘉麻市男女共同参画推進条例制定審議会からの答申を受け、同年6月に嘉麻市男女共同参画推進条例を公布、同年12月施行に至りました。

平成24年（2012年）3月には、当初の基本計画策定以後、社会情勢の変化や関連法が改正されたことに伴い、これらの課題に対応するため、当該計画の見直しを行い、「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」を策定しました。

平成25年（2013年）4月からは、男女共同参画を所管する担当課として「男女共同参画推進室」を新たに設置するとともに、男女共同参画に関する各施策の積極的な展開、また、市民団体による男女共同参画に関する活動を支援するための施設として、山田生涯学習館内に男女共同参画の拠点施設を設置しました。

平成28年（2016年）4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されたことを受け、市内の事業者や各団体に対して率先垂範となるよう、嘉麻市として「特定事業主行動計画」を定めるとともに、同年7月には、「女性大活躍推進宣言」を行い、女性の管理職登用の目標設定を行いました。

平成27年度に実施した市民意識調査においては、引き続き取り組むべき課題が明らかになったことから、今後の市における男女共同参画社会の実現に向け、第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画を見直し、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とする「第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定いたしました。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 策定の目的

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会において、また、国内においても、法令や制度の整備など様々な取組みが進められてきました。

これを受け、嘉麻市では、基本計画の策定により、市の男女共同参画に関する施策を体系化し、総合的かつ効果的な施策展開を行い、さまざまな課題を解決して、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的としています。

2 計画の位置づけ

この計画は、「嘉麻市総合計画」を市の上位計画とし、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定するものです。また、嘉麻市自治基本条例及び嘉麻市男女共同参画推進条例に基づくものとします。

なお、この計画の基本目標Ⅱを女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけることとします。

3 計画の基本理念と目標

嘉麻市では、誰もがその人権を尊重し、その個性を認め、協力し、自立した生涯を送れるよう支援される男女共同参画のまちづくりを目指します。

この計画の基本理念を

ま ち
お互いの人権を尊重し、みんな（男女）で創る嘉麻市

とします。

（参考）嘉麻市男女共同参画推進条例

（基本理念）

第3条 市、市民及び事業者等は、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進しなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が市の施策又は事業者等における方針の立案若しくは決定に社会の対等な構成員として、協働して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員として役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を実現するための配慮がなされること。
- (6) 男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること。
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調のもとに行われること。

この基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、これに沿って施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性活躍の推進

基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり

4 計画の期間

計画の基本的方向については、本市の総合計画との整合性を図りつつ、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。

終了時または、社会情勢の変化等により、基本計画を運用する上で不都合が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
				
第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画				
進捗状況を適宜、把握・点検				

5 施策の体系

基本理念 お互いの人権を尊重し、みんな（男女）で創る ^ま 嘉麻市 ^ろ		
基本目標	主要課題	基本的施策
Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり	1 固定的性別役割分担意識の解消	(1)家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発 (2)地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発
	2 社会制度・慣行の見直し、意識改革	(1)男女共同参画に関する情報の収集及び提供 (2)男女共同参画に関する調査及び研究
	3 教育の場における男女共同参画の推進	(1)就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施 (2)教育関係者の男女共同参画に対する意識改革
	4 あらゆる暴力の根絶	(1)配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み (2)セクシュアルハラスメント、ストーカー等の防止 (3)子どもに対する性暴力等の防止 (4)LGBTなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備
	5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	(1)国際的理解及び交流基盤の形成
Ⅱ あらゆる分野における女性活躍の推進 (女性活躍推進法に基づく市の推進計画)	1 社会における意思決定過程への女性参画の促進	(1)政策方針決定への女性の参画促進 (2)市における女性職員の登用 (3)女性リーダーの育成
	2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備	(1)男女の均等な機会と待遇の確保 (2)働く場における女性の活躍の促進 (3)セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止
	3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進	(1)女性農林業者の参画促進 (2)商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進
	4 地域における女性活躍の推進	(1)地域活動・社会活動における女性活躍の推進 (2)女性の地域活動に対する自立的参画の推進等
Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり	1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる「ワークライフバランス」の実現	(1)男性の家庭生活における自立支援 (2)男性の地域活動への参画促進 (3)子育て支援施策の充実 (4)介護支援の施策の充実 (5)両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供 (6)事業者に対する両立支援のための職場環境の整備
	2 生涯を通じた健康推進	(1)女性の性と健康を尊重する環境づくり (2)生涯を通じた健康づくり
	3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	(1)高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等への支援の充実 (2)高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等への男女共同参画の促進 (3)ひとり親家庭への支援の充実
	4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進	(1)地域防災力を高めるための男女共同参画意識づくり (2)男女共同参画の視点に立った自主防災組織の推進 (3)地域防災計画の運用促進
基本計画を推進するための取組み	1 推進組織体制の強化、充実	(1)推進本部による一元管理の徹底 (2)男女共同参画庁内推進員の活用 (3)職員の意識改革
	2 拠点施設の充実	(1)男女共同参画の拠点施設の充実
	3 市民と行政の協働による推進	(1)市民と行政との協働

6 課別具体的事業一覧

【全課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	(1)	1	女性と男性が共に家庭生活に参画することの啓発	30
I	1	(2)	2	女性と男性が共に地域活動に参画することの啓発	30
推進体制	1	(3)	57	所管事業におけるジェンダー統計の推進	73
推進体制	1	(3)	58	広報紙等の作成における男女共同参画の視点の配慮	73

【関係課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
II	1	(1)	17	市の審議会等における女性の参画促進	45
II	4	(2)	29	地域活動において男女が共に参画する意識の啓発 推進及び環境づくり	55
III	1	(1)	30	男性に対する学習機会の提供	60
III	1	(3)	33	講座等における託児の実施	60
III	3	(3)	46	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	67

【総務課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
II	4	(1)	27	行政区長への女性登用の促進	55

【人事秘書課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
II	1	(2)	18	女性活躍推進法に基づく「嘉麻市特定事業主行動計画」の周知及び推進	45
推進体制	1	(3)	53	職員の意識調査の実施	73
推進体制	1	(3)	54	職員への男女共同参画に関する情報提供	73
推進体制	1	(3)	55	職員への男女共同参画に関する研修の充実	73
推進体制	1	(3)	56	職員及び教職員に対してセクシュアルハラスメント等防止の啓発と推進	73

【防災対策課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
III	4	(1)	48	防災における男女共同参画の重要性についての啓発	69
III	4	(2)	49	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	69
III	4	(3)	50	嘉麻市地域防災計画に添った運用の促進	69

【人権・同和対策課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	4	(2)	12	セクシュアルハラスメントやストーカー等の暴力防止のための広報・啓発の推進	39
I	4	(4)	15	LGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発	39
III	3	(1)	43	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等に対する相談体制の充実	67
III	3	(2)	44	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等の地域活動への参加促進	67

【健康課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
III	2	(1)	37	性と生殖に関する健康と権利の啓発	65
III	2	(1)	38	母子保健事業等の充実	65
III	2	(2)	39	思春期における保健対策の推進	65
III	2	(2)	40	成人期・高齢期における健康支援	65
III	2	(2)	41	健康相談の充実	65

【高齢者介護課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
III	1	(4)	34	男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援	60
III	3	(1)	42	高齢者、障がい者の社会活動の支援	67
III	3	(1)	43	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等に対する相談体制の充実	67
III	3	(2)	44	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等の地域活動への参加促進	67

【社会福祉課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
III	3	(1)	42	高齢者、障がい者の社会活動の支援	67
III	3	(1)	43	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等に対する相談体制の充実	67
III	3	(2)	44	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等の地域活動への参加促進	67

【こども育成課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	3	(1)	5	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた就学前教育の推進	36
I	3	(2)	9	公立保育所職員等の研修・啓発の充実	36
I	4	(3)	13	子どもを対象とした性暴力等に対する防止教育の推進	39

Ⅲ	1	(3)	32	男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援	60
Ⅲ	3	(3)	45	ひとり親家庭に対する各種制度の周知	67
Ⅲ	3	(3)	47	父子家庭に対する支援	67

【農林振興課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅱ	3	(1)	24	農林業に従事する女性に対する支援	52
Ⅱ	3	(1)	24	農林業に従事する女性に対する支援	52
Ⅱ	4	(1)	28	農事区長への女性登用の促進	55

【産業振興課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅱ	2	(1)	21	事業者に対する労働に関する法令の遵守及び周知の徹底と意識の啓発	48
Ⅱ	2	(2)	22	事業者に対する女性活躍推進法の周知徹底（事業者に対する公正な処遇が図られた働き方の推進）	48
Ⅱ	2	(3)	23	雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発と相談窓口の周知	48
Ⅱ	3	(2)	25	商工自営業に従事する女性に対する支援	52
Ⅱ	3	(2)	26	商工業団体役員への女性登用の促進	52
Ⅲ	1	(6)	36	両立支援に関する法令の遵守及び周知	61

【学校教育課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
Ⅰ	3	(1)	6	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた学校教育の推進	36
Ⅰ	3	(1)	7	男女共同参画の視点に立った進路指導の徹底	36
Ⅰ	3	(1)	8	発達段階を踏まえた性に関する指導の充実	36
Ⅰ	3	(2)	10	教職員等の研修の充実	36
Ⅰ	4	(2)	12	セクシュアルハラスメントやストーカー等の暴力防止のための広報・啓発の推進	39
Ⅰ	4	(3)	13	子どもを対象とした性暴力等に対する防止教育の推進	39
Ⅰ	4	(4)	14	LGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための教育の推進	39
Ⅱ	1	(2)	19	女性教職員の管理職等への登用の推進	45
Ⅱ	3	(1)	24	農林業に従事する女性に対する支援	52
Ⅲ	2	(2)	39	思春期における保健対策の推進	65
推進体制	1	(3)	56	職員及び教職員に対してセクシュアルハラスメント等防止の啓発と推進	73

【生涯学習課】

基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	1	(1)	1	女性と男性が共に家庭生活に参画することの啓発	30
I	1	(2)	2	女性と男性が共に地域活動に参画することの啓発	30

【男女共同参画推進課】

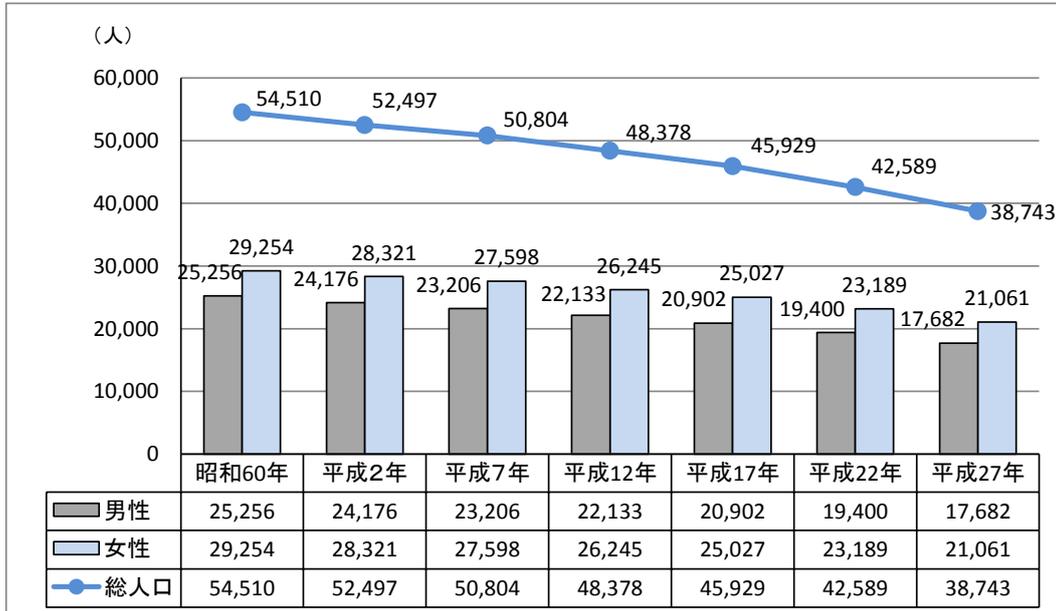
基本目標	主要課題	基本的施策	No.	具体的事業	ページ
I	2	(1)	3	男女共同参画に関する情報の収集及び提供	33
I	2	(2)	4	男女共同参画の推進を妨げる慣行についての調査及び研究	33
I	4	(1)	11	嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定	39
I	4	(2)	12	セクシュアルハラスメントやストーカー等の暴力防止のための広報・啓発の推進	39
I	4	(3)	13	子どもを対象とした性暴力等に対する防止教育の推進	39
I	4	(4)	15	LGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発	39
I	5	(1)	16	国際的動向の把握	41
II	1	(3)	20	女性人材の養成	45
II	2	(2)	22	事業者に対する女性活躍推進法の周知徹底（事業者に対する公正な処遇が図られた働き方の推進）	48
II	2	(3)	23	雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発と相談窓口の周知	48
III	1	(2)	31	男性に対する地域活動への参画を促進するための啓発	60
III	1	(5)	35	両立支援に関する法令や制度の情報の提供	61
推進体制	1	(1)	51	庁内推進体制の充実	72
推進体制	1	(2)	52	男女共同参画庁内推進員の活用	72
推進体制	2	(1)	59	男女共同参画の拠点施設の充実	74
推進体制	3	(1)	60	男女共同参画審議会及び男女共同参画推進委員制度の運用促進	75
推進体制	3	(1)	61	男女共同参画に関する推進状況の公表	75
推進体制	3	(1)	62	男女共同参画に関する市民団体への支援と連携	75

第3章 嘉麻市の現況

第3章 嘉麻市の現況

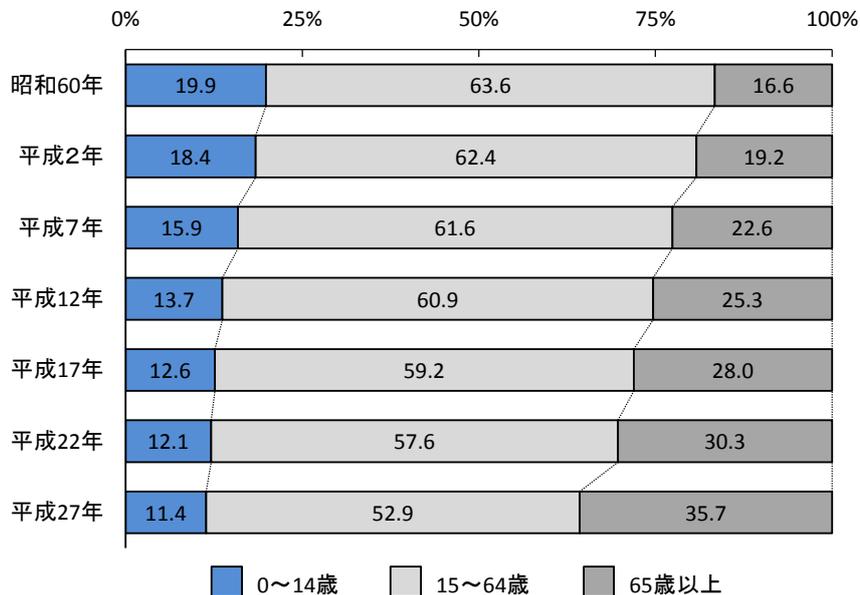
1 人口に関する現況

(1) 男女別人口の推移



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別割合推移と全国・福岡県との比較



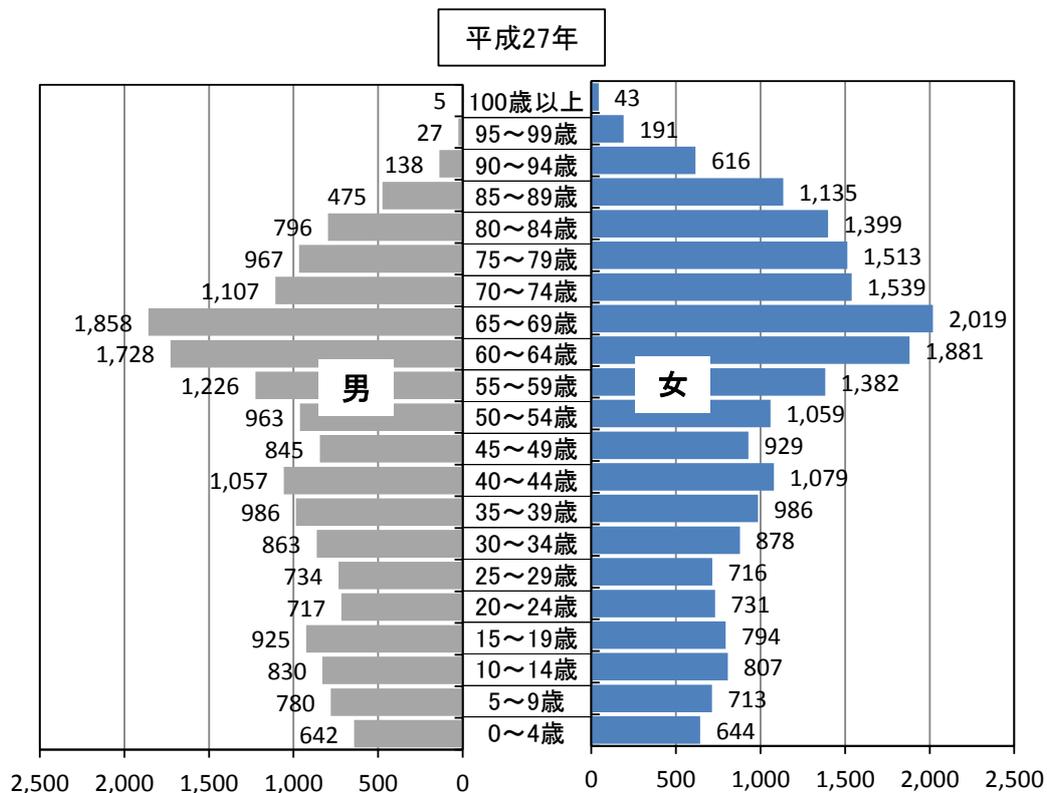
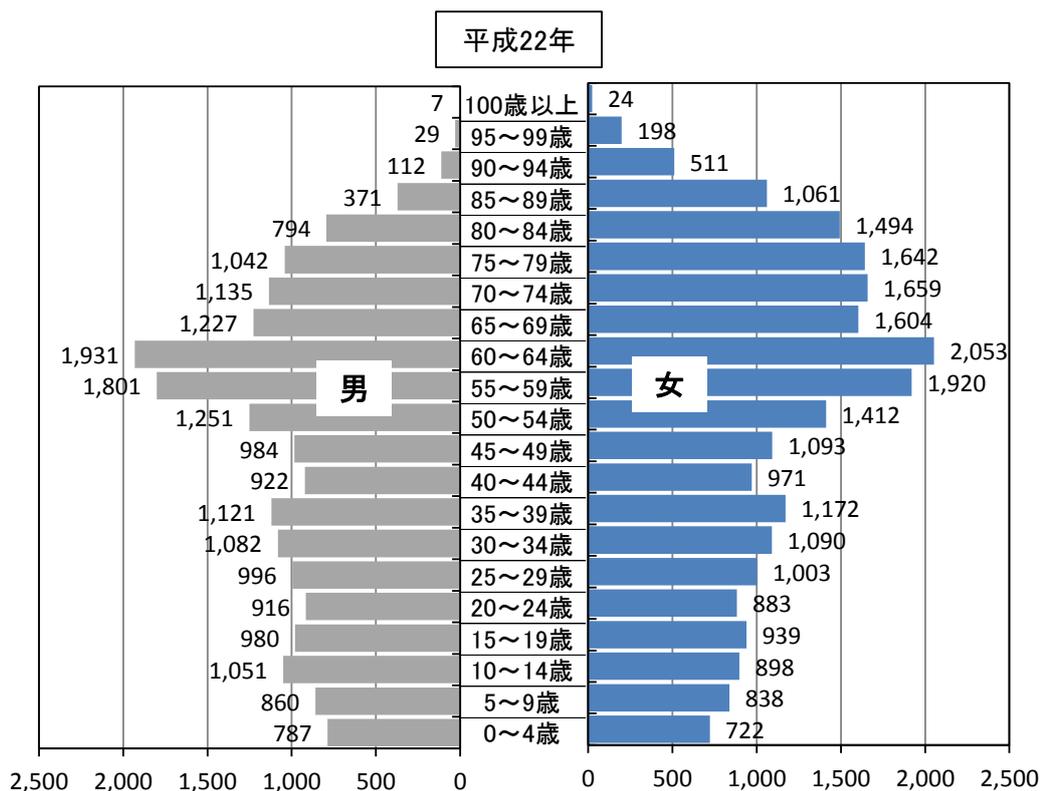
資料：国勢調査

年齢3区分別割合の全国・福岡県との比較

区分	0~14歳	15~64歳	65歳以上
全国	12.6%	60.7%	26.6%
福岡県	13.4%	60.7%	25.9%
嘉麻市	11.4%	52.9%	35.7%

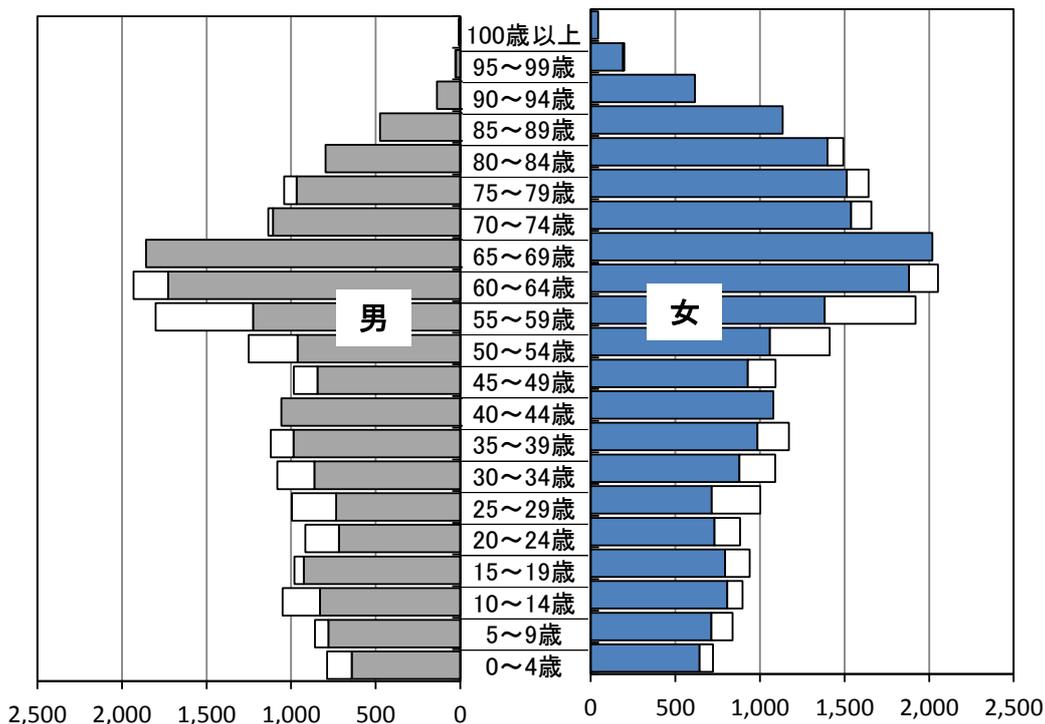
資料：国勢調査（平成27年）

(3) 年齢別人口の状況



資料：国勢調査

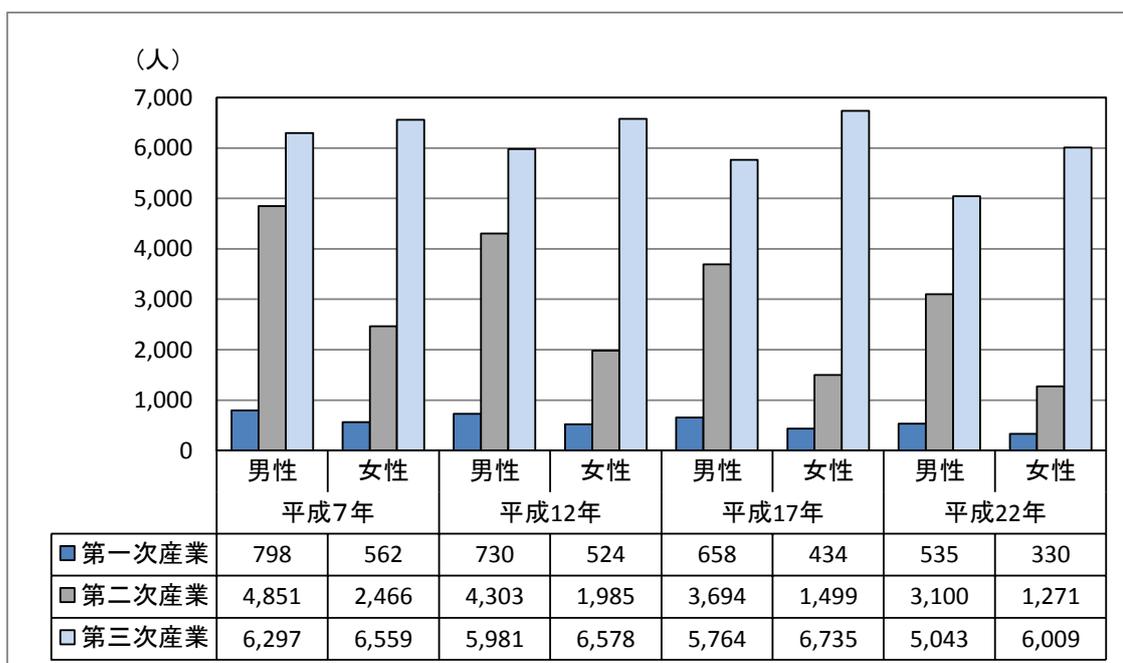
平成27年と平成22年の比較



※色つきが平成27年、色なしが平成22年。

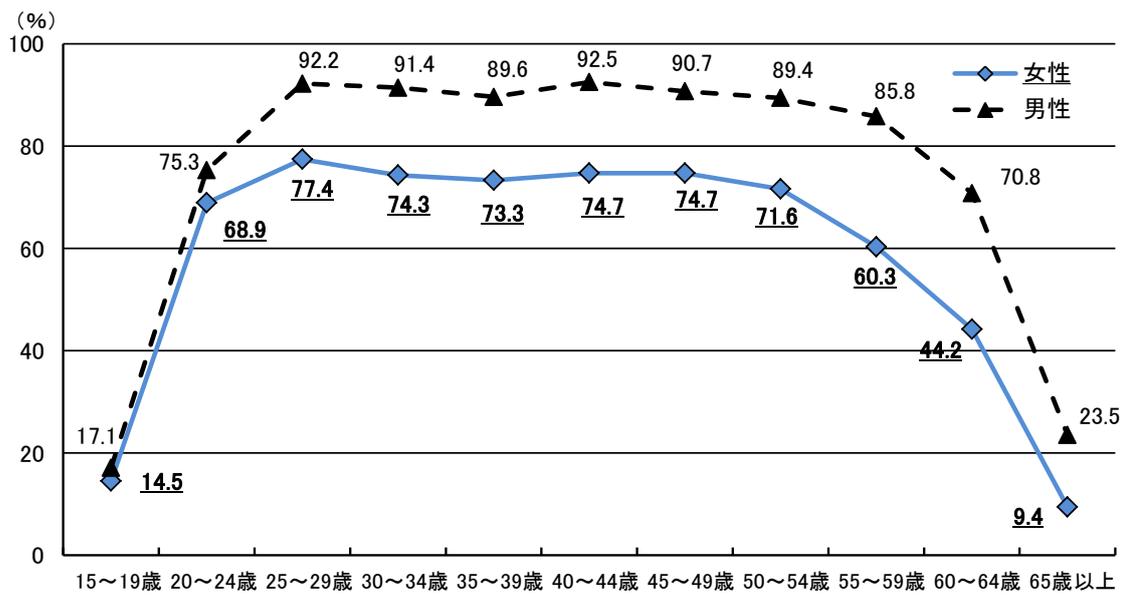
資料：国勢調査

(4) 産業構造の推移



資料：国勢調査（平成22年）

(5) 年齢階級別労働力率



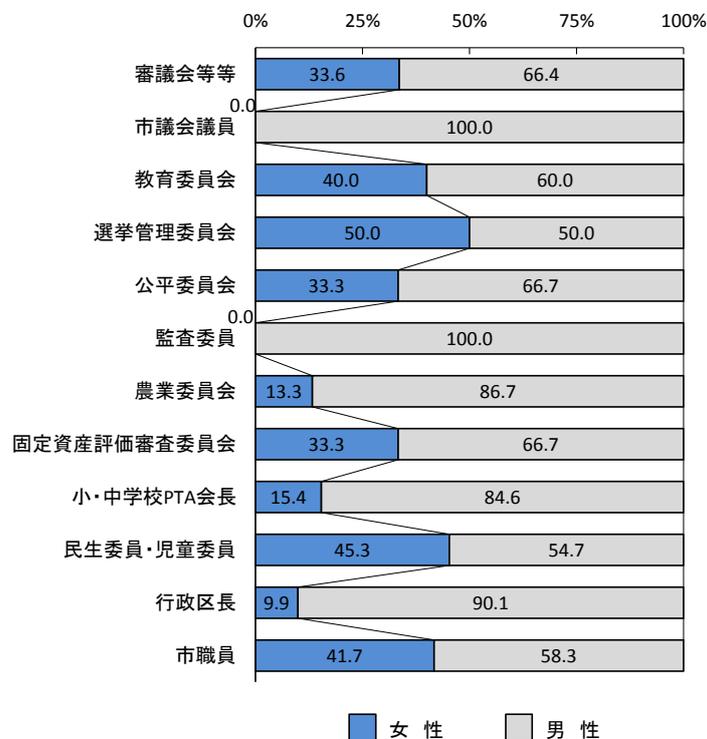
資料：国勢調査（平成22年）



2 嘉麻市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況

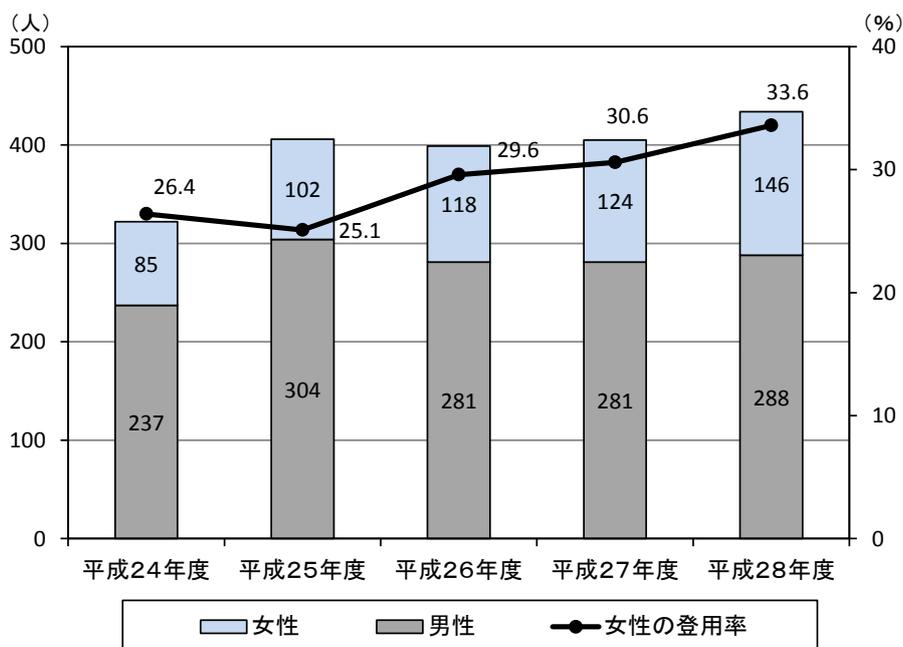
(1) 嘉麻市の各種委員会・審議会等の性別内訳

名称	全体	女性	男性
審議会等	434	146	288
市議会議員	17	0	17
教育委員会	5	2	3
選挙管理委員会	4	2	2
公平委員会	3	1	2
監査委員会	2	0	2
農業委員会	15	2	13
固定資産評価審査委員会	3	1	2
小・中学校PTA会長	13	2	11
民生委員・児童委員	106	48	58
行政区長	111	11	100
市職員	403	168	235
（再掲）部長・課長級	36	6	30
（再掲）課長補佐級	34	10	24
（再掲）係長級	71	28	43



(平成28年4月1日現在)

(2) 審議会等における性別内訳・女性登用率の推移



(各年4月1日現在)

3 市民意識調査からみた現状と課題

(1) 固定的性別役割分担意識

平成 27 年に実施された「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について『同感しない』（「同感しない」「あまり同感しない」）は、女性 54.6%、男性は 49.2%と、女性の方が容認しない比率は高くなっています。

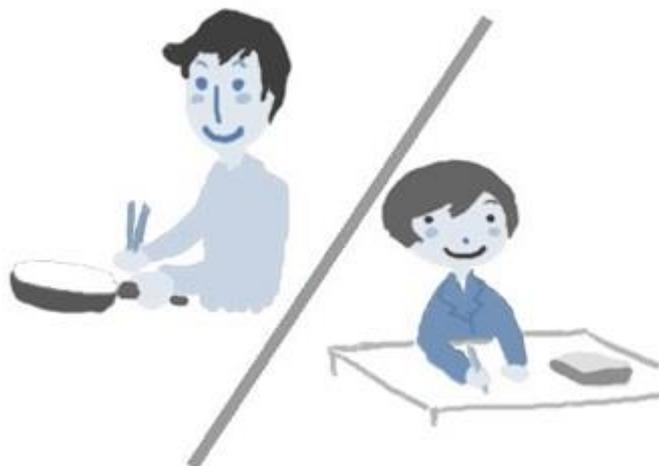
ただし、男性については、回答者の 3 割を占める 70 歳以上の年齢層の影響が大きく、この年齢層では『同感しない』は、33.6%にとどまっています。女性では、子育て世代の 30 歳代で『同感する』が高いのが特徴的です。

家庭生活での役割分担の結果から、乳幼児や未就学児がいる女性では「育児、子どもしつけ」は『主に妻』（「主に妻が行っている」「主に妻が行い、夫が一部を分担している」）が約 7 割前後となっており、子育てを主に女性が担っている現状があります。

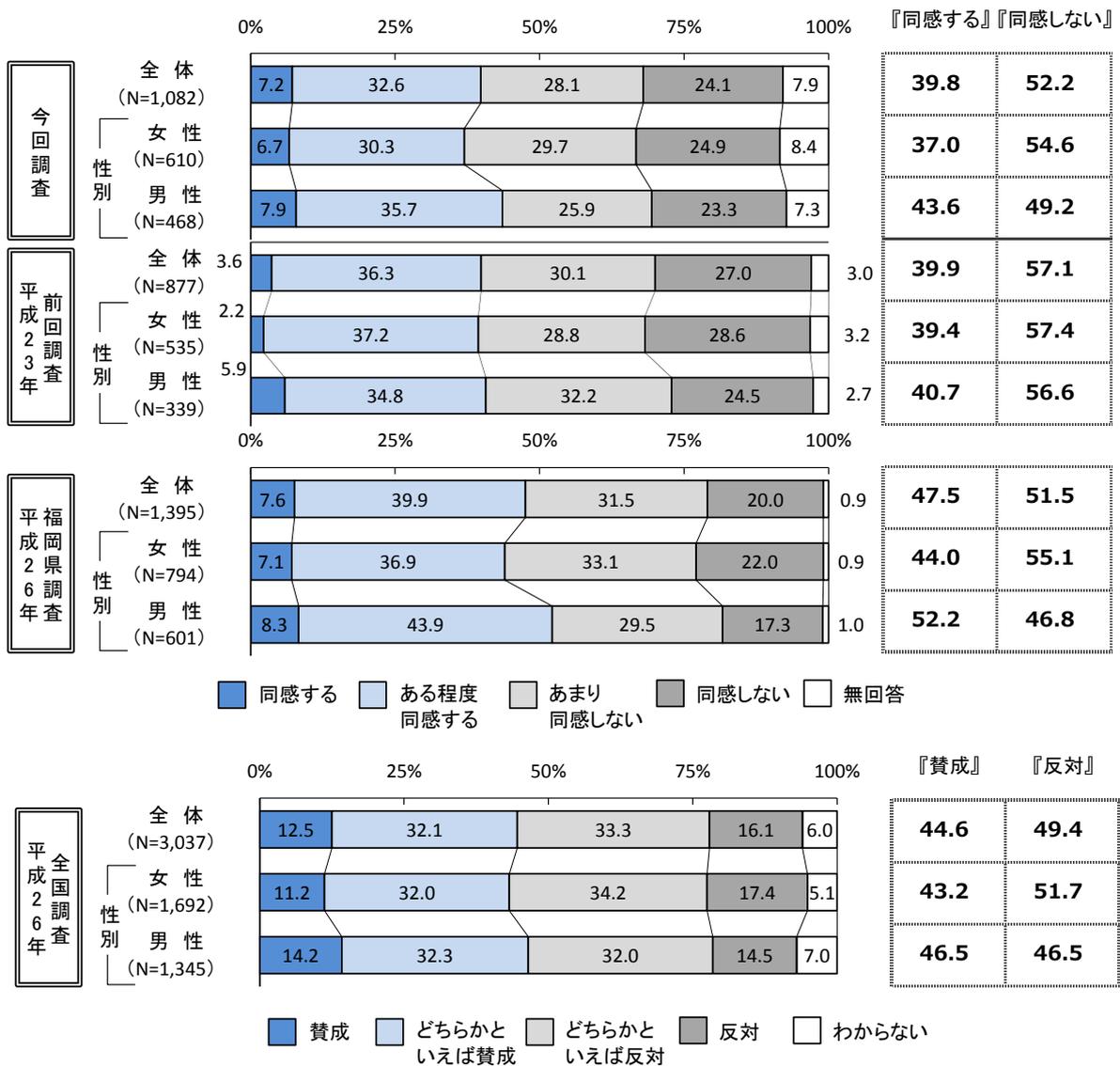
また、病人・高齢者の世話（介護）については、「主に妻が行っている」が 34.9%と最も高く、『主に妻』の割合は 57.1%と約 6 割となっています。

依然として、女性が家事や育児、介護などを主に担っている状況にあるため、「女は家庭」をよしとする固定的な役割分担は解消されていないと言えます。

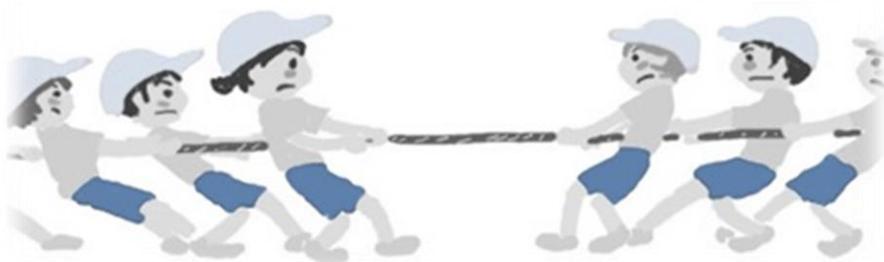
固定的性別役割分担意識を平成 23 年に実施された「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（以下「前回調査」という。）と比べると、男女とも『同感しない』が減少していますが、年齢の高い層の影響がより大きくなったためともいえます。平成 26 年に実施された「女性の活躍推進に関する世論調査」（以下「全国調査」という。）の結果と比べると、本市の方が性別役割分担を容認しない割合がわずかに高く、全国平均よりも解消されている状況にあると言えます。



■男は仕事、女は家庭という考え方について [全体、性別] (前回・福岡県・全国調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）



■男は仕事、女は家庭という考え方について [全体、年齢別]

(%)

		標本数	同感する	同感する程度	同感あまりしない	同感しない	無回答	『同感する』	『同感しない』
全体		1,082 100.0	78 7.2	353 32.6	304 28.1	261 24.1	86 7.9	431 39.8	565 52.2
年齢別	女性:29歳以下	25	4.0	24.0	36.0	32.0	4.0	28.0	68.0
	女性:30歳代	42	7.1	31.0	38.1	16.7	7.1	38.1	54.8
	女性:40歳代	51	3.9	25.5	29.4	39.2	2.0	29.4	68.6
	女性:50歳代	79	3.8	30.4	34.2	25.3	6.3	34.2	59.5
	女性:60歳代	167	7.2	27.5	30.5	26.3	8.4	34.7	56.8
	女性:70歳以上	230	8.7	34.3	25.2	20.4	11.3	43.0	45.6
	男性:29歳以下	21	4.8	23.8	38.1	28.6	4.8	28.6	66.7
	男性:30歳代	20	-	35.0	40.0	20.0	5.0	35.0	60.0
	男性:40歳代	33	6.1	33.3	36.4	21.2	3.0	39.4	57.6
	男性:50歳代	68	7.4	33.8	20.6	30.9	7.4	41.2	51.5
	男性:60歳代	173	8.7	31.2	30.1	25.4	4.6	39.9	55.5
	男性:70歳以上	137	10.2	43.8	16.1	17.5	12.4	54.0	33.6
	無回答	36	-	33.3	33.3	25.0	8.3	33.3	58.3

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

■家庭内での役割分担「育児、子どものしつけ」[全体、同居家族別]

(%)

		標本数	(キ)育児、子どものしつけ							『主に妻』	『主に夫』
			主に妻が行っている	一部を妻が行っていて、夫が	妻と夫が同程度	一部に夫が行っていて、妻が	主に夫が行っている	その他／非該当	無回答		
全体		1,082 100.0	269 24.9	312 28.8	270 25.0	28 2.6	11 1.0	128 11.8	64 5.9	581 53.7	39 3.6
同居家族別	女性:乳幼児(3歳未満)	21	14.3	61.9	23.8	-	-	-	-	76.2	-
	女性:未就学児	19	15.8	47.4	31.6	-	5.3	-	-	63.2	5.3
	女性:小・中学生	62	30.6	35.5	24.2	1.6	1.6	4.8	1.6	66.1	3.2
	女性:高校生	36	30.6	33.3	25.0	2.8	2.8	5.6	-	63.9	5.6
	女性:専門学校生	7	57.1	14.3	28.6	-	-	-	-	71.4	-
	女性:大学・短大生	22	31.8	36.4	22.7	-	-	4.5	4.5	68.2	-
	女性:65歳以上の人	375	30.1	26.9	21.6	1.6	0.8	11.5	7.5	57.0	2.4
	女性:上記以外の人	348	29.9	34.5	21.3	2.0	0.6	9.2	2.6	64.4	2.6
	男性:乳幼児(3歳未満)	10	10.0	20.0	60.0	-	-	-	10.0	30.0	-
	男性:未就学児	9	11.1	-	66.7	-	11.1	11.1	-	11.1	11.1
	男性:小・中学生	29	6.9	41.4	37.9	6.9	3.4	3.4	-	48.3	10.3
	男性:高校生	16	18.8	18.8	43.8	18.8	-	-	-	37.6	18.8
	男性:専門学校生	5	-	20.0	80.0	-	-	-	-	20.0	-
	男性:大学・短大生	11	45.5	18.2	18.2	-	-	9.1	9.1	63.7	-
	男性:65歳以上の人	259	19.3	24.3	27.0	4.6	1.2	16.2	7.3	43.6	5.8
男性:上記以外の人	270	17.0	32.2	30.7	2.2	1.9	11.9	4.1	49.2	4.1	
無回答	37	21.6	35.1	24.3	2.7	2.7	5.4	8.1	56.7	5.4	

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

(2) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）が、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」では7割、「家庭生活」「職場」では5割を超え、依然として男性優位である状況がうかがえます。ただし、「学校教育の場」のみは、「平等である」が半数を超えていました。

また、女性と男性を比べると、すべての分野において、女性は、男性よりも「平等である」が低く、『男性優遇』が高いなど、女性にとっては、男性優位がより感じられているといえます。

特に「法律や制度」の「平等である」では、女性は男性より19.4ポイントも低くなっていました。

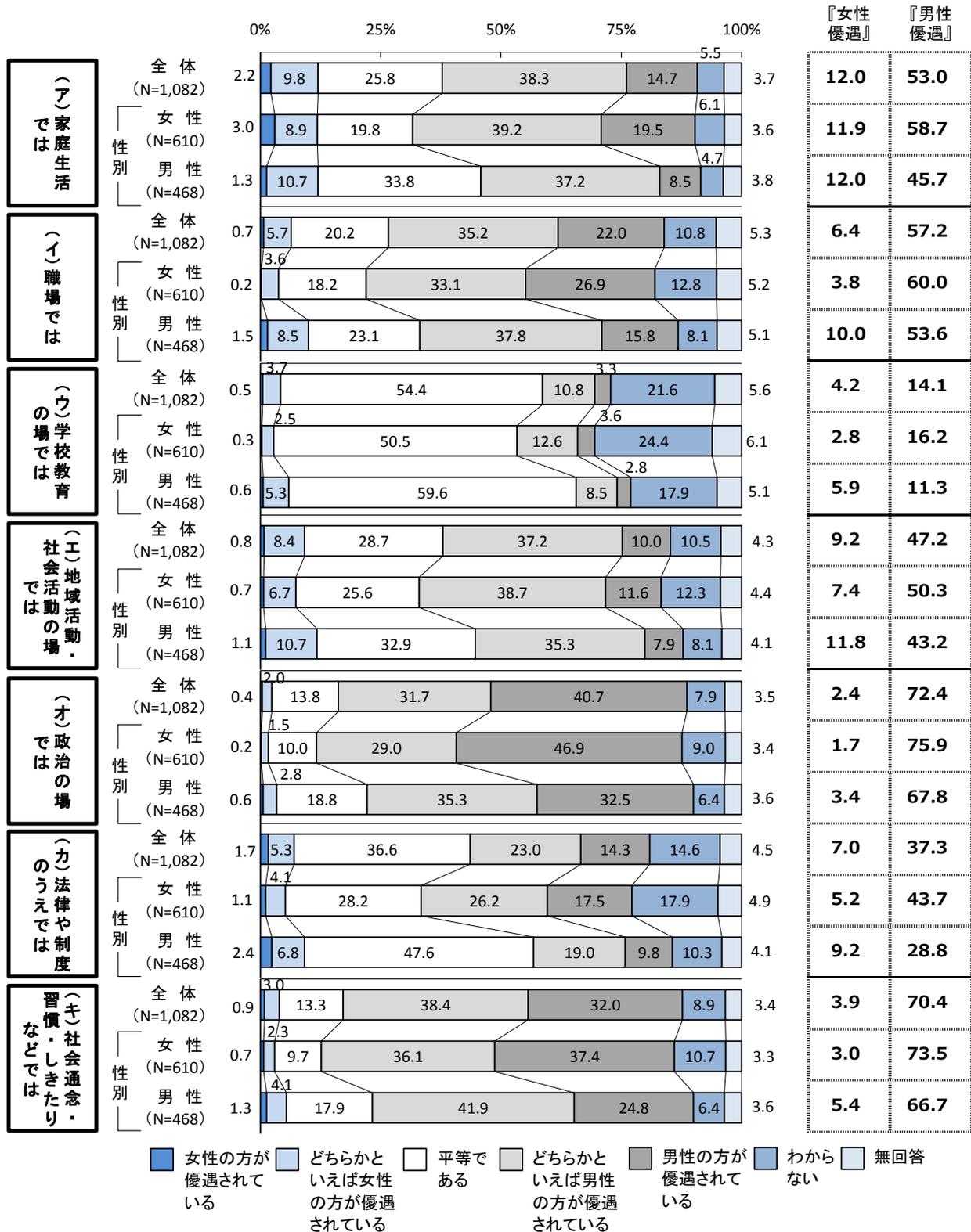
また、「家庭生活」でも、女性は、「男性の方が優遇されている」が19.5%と男性を11ポイントも上回り、家庭生活の平等についての認識のずれは大きいといえます。

男性は、社会の各分野について男女平等と認識している人が多く、女性の生活感覚とのずれがみられます。

男女平等や男女共同参画について、社会的・文化的に長い時間をかけて形成されてきたものを完全に払拭することは容易ではありません。

あらゆる機会を通して一人ひとりの理解が深まるように働きかけていくことが大切です。特に男性には、自分の身の回りの問題として啓発を充実させる必要が示唆されます。

■男女の地位の平等感 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

(3) 男女共同参画に関する施策・用語の認知

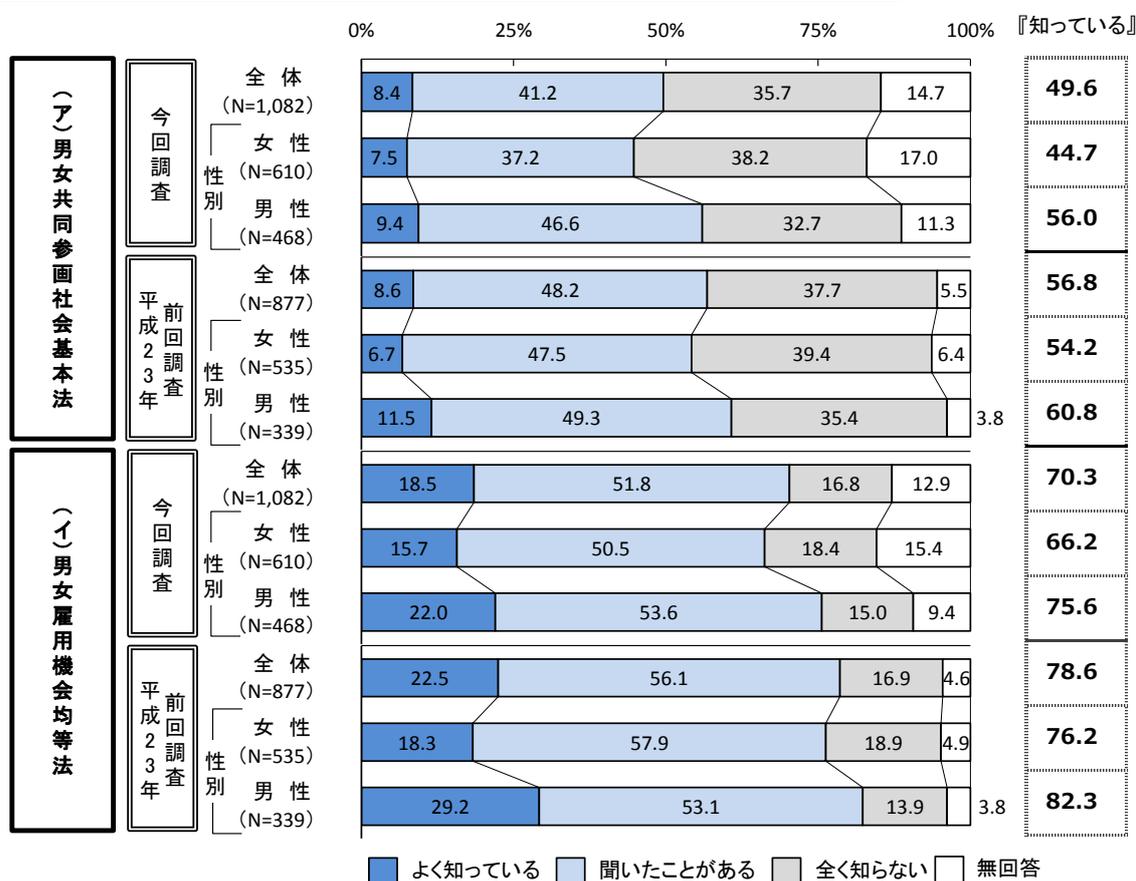
男女共同参画に関する法律等や本市の条例、計画等の取組み、用語について、「よく知っている」「聞いたことがある」を合わせた認知度をみると、「児童虐待防止法」「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」「DV防止法」などの個別法は、男女とも7割を超え高くなっています。「男女共同参画社会基本法」「女子差別撤廃条約」など基本方針を示す法律等の認知は、個別法より低く、特に女性の方が低くなっていますが、男女とも29歳以下の年齢の低い層では高くなっていました。

「嘉麻市男女共同参画推進条例」「嘉麻市男女共同参画社会基本計画」「嘉麻市男女共同参画推進室」など、本市の取組みの認知は、これらの法律より低かったのですが、女性の50歳代や60歳代、男性の40歳以上で高く、年齢の高い層での認知度が高い傾向がみられました。

用語では「デートDV」「家族経営協定」「ジェンダー」などの言葉の認知は、男性の方が高い傾向があり、特に29歳以下の層での認知が高くなっています。「LGBT」のみは、女性の方が男性より認知が高くなっています。

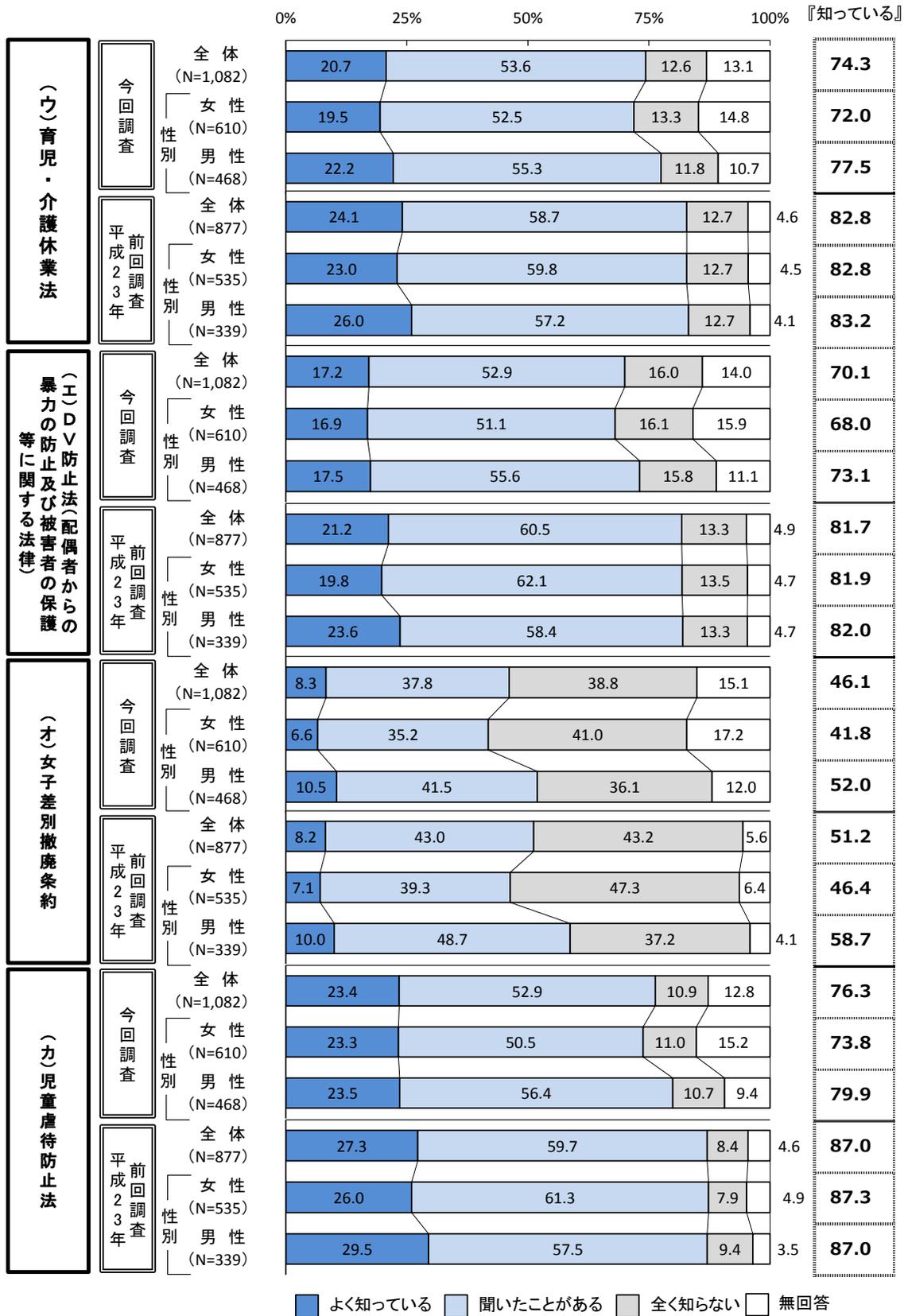
前回調査と比べると、法律や条例、計画は全体的に認知がやや低くなっており、後退している状況は課題といえます。29歳代以下の男女とも、理念法や条約、概念などの認知が高いのは、学校の教科学習で知識を習得していることが理由と考えられ、学校教育の重要性が示されています。また、個別法については、実生活で活用できるような知識を得る学習機会の必要性があります。

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



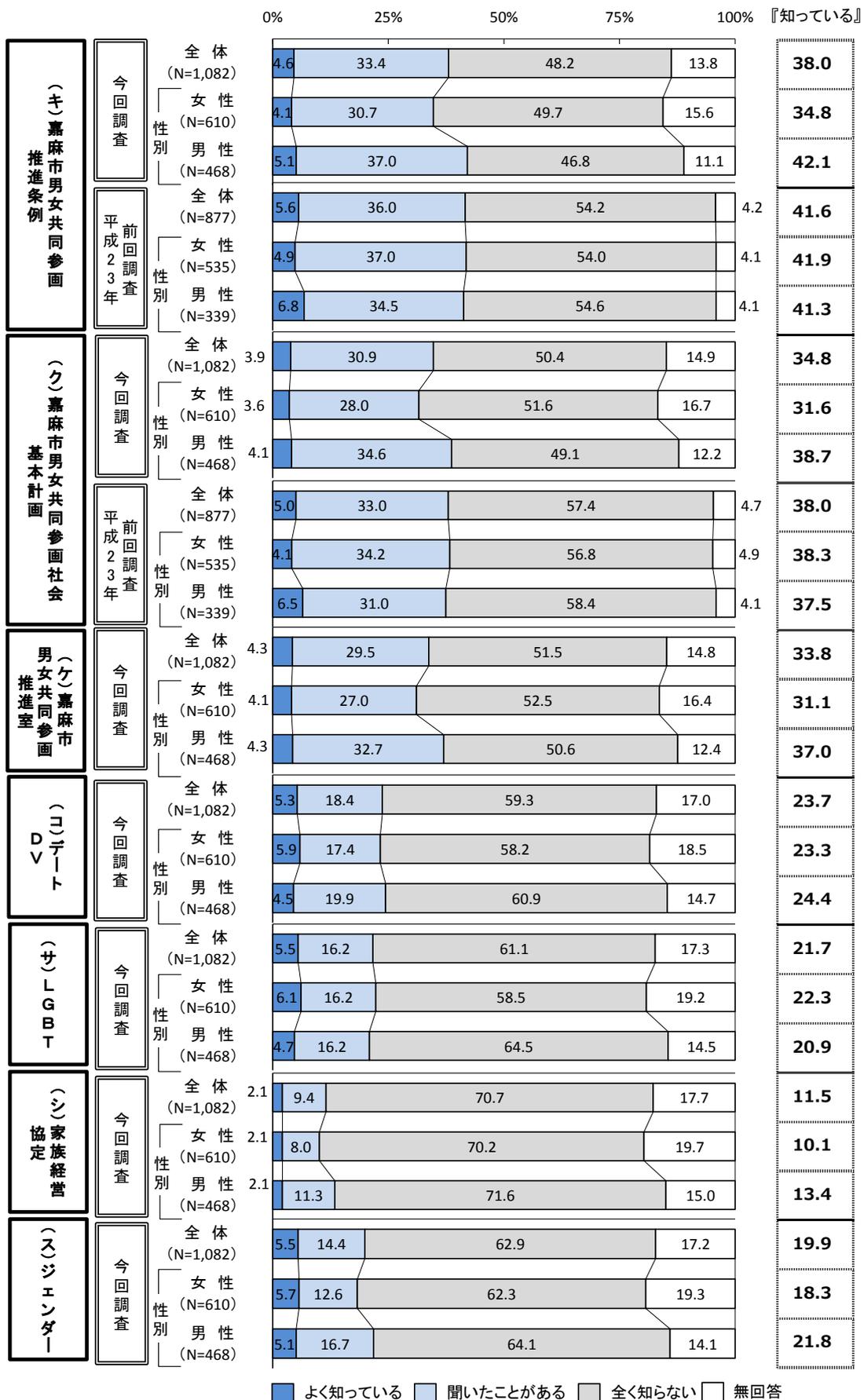
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

■男女共同参画に関する施策・用語の認知 [全体、年齢別]

(%)

	標本数	(ア)男女共同参画社会基本法					(イ)男女雇用機会均等法					(ウ)育児・介護休業法					
		いよく知って	が聞か	い全く知ら	無回答	る『知って』	いよく知って	が聞か	い全く知ら	無回答	る『知って』	いよく知って	が聞か	い全く知ら	無回答	る『知って』	
全体	1,082 100.0	91 8.4	446 41.2	386 35.7	159 14.7	537 49.6	200 18.5	560 51.8	182 16.8	140 12.9	760 70.3	224 20.7	580 53.6	136 12.6	142 13.1	804 74.3	
年齢別	女性:29歳以下	25	12.0	40.0	44.0	4.0	52.0	12.0	56.0	28.0	4.0	68.0	24.0	60.0	12.0	4.0	84.0
	女性:30歳代	42	-	40.5	50.0	9.5	40.5	7.1	69.0	19.0	4.8	76.1	16.7	52.4	26.2	4.8	69.1
	女性:40歳代	51	7.8	41.2	43.1	7.8	49.0	25.5	54.9	13.7	5.9	80.4	29.4	60.8	3.9	5.9	90.2
	女性:50歳代	79	6.3	49.4	38.0	6.3	55.7	26.6	50.6	17.7	5.1	77.2	30.4	54.4	11.4	3.8	84.8
	女性:60歳代	167	7.2	40.1	41.9	10.8	47.3	14.4	58.1	19.2	8.4	72.5	18.0	60.5	13.2	8.4	78.5
	女性:70歳以上	230	9.6	29.6	32.2	28.7	39.2	13.9	39.6	18.7	27.8	53.5	15.7	43.0	14.8	26.5	58.7
	男性:29歳以下	21	19.0	47.6	28.6	4.8	66.6	23.8	57.1	14.3	4.8	80.9	38.1	38.1	19.0	4.8	76.2
	男性:30歳代	20	-	35.0	60.0	5.0	35.0	10.0	55.0	30.0	5.0	65.0	25.0	65.0	10.0	-	90.0
	男性:40歳代	33	15.2	42.4	42.4	-	57.6	30.3	48.5	21.2	-	78.8	18.2	69.7	12.1	-	87.9
	男性:50歳代	68	7.4	54.4	29.4	8.8	61.8	26.5	57.4	11.8	4.4	83.9	23.5	55.9	14.7	5.9	79.4
	男性:60歳代	173	7.5	50.3	34.1	8.1	57.8	22.0	57.2	14.5	6.4	79.2	17.9	63.6	11.0	7.5	81.5
	男性:70歳以上	137	11.7	42.3	27.7	18.2	54.0	20.4	48.9	14.6	16.1	69.3	25.5	43.8	10.9	19.7	69.3
	無回答	36	5.6	30.6	25.0	38.9	36.2	8.3	47.2	5.6	38.9	55.5	13.9	47.2	2.8	36.1	61.1
		標本数	(エ)DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)					(オ)女子差別撤廃条約					(カ)児童虐待防止法				
		いよく知って	が聞か	い全く知ら	無回答	る『知って』	いよく知って	が聞か	い全く知ら	無回答	る『知って』	いよく知って	が聞か	い全く知ら	無回答	る『知って』	
全体	1,082 100.0	186 17.2	572 52.9	173 16.0	151 14.0	758 70.1	90 8.3	409 37.8	420 38.8	163 15.1	499 46.1	253 23.4	572 52.9	118 10.9	139 12.8	825 76.3	
年齢別	女性:29歳以下	25	16.0	56.0	24.0	4.0	72.0	8.0	48.0	40.0	4.0	56.0	40.0	48.0	8.0	4.0	88.0
	女性:30歳代	42	16.7	54.8	21.4	7.1	71.5	-	45.2	47.6	7.1	45.2	26.2	50.0	19.0	4.8	76.2
	女性:40歳代	51	21.6	68.6	3.9	5.9	90.2	7.8	33.3	52.9	5.9	41.1	25.5	64.7	3.9	5.9	90.2
	女性:50歳代	79	24.1	60.8	10.1	5.1	84.9	5.1	41.8	48.1	5.1	46.9	31.6	57.0	7.6	3.8	88.6
	女性:60歳代	167	19.2	58.1	13.8	9.0	77.3	6.0	36.5	47.3	10.2	42.5	22.8	58.7	10.8	7.8	81.5
	女性:70歳以上	230	13.0	37.4	21.3	28.3	50.4	8.7	29.6	30.9	30.9	38.3	19.1	39.6	13.5	27.8	58.7
	男性:29歳以下	21	19.0	52.4	19.0	9.5	71.4	14.3	57.1	23.8	4.8	71.4	33.3	42.9	19.0	4.8	76.2
	男性:30歳代	20	20.0	65.0	10.0	5.0	85.0	5.0	40.0	45.0	10.0	45.0	30.0	65.0	5.0	-	95.0
	男性:40歳代	33	18.2	72.7	9.1	-	90.9	12.1	42.4	45.5	-	54.5	27.3	66.7	6.1	-	94.0
	男性:50歳代	68	22.1	57.4	13.2	7.4	79.5	8.8	41.2	44.1	5.9	50.0	23.5	60.3	11.8	4.4	83.8
	男性:60歳代	173	13.9	64.7	13.9	7.5	78.6	6.4	44.5	40.5	8.7	50.9	20.2	64.7	8.7	6.4	84.9
	男性:70歳以上	137	19.0	41.6	20.4	19.0	60.6	16.8	36.5	26.3	20.4	53.3	24.8	45.3	12.4	17.5	70.1
	無回答	36	11.1	36.1	16.7	36.1	47.2	5.6	27.8	27.8	38.9	33.4	13.9	36.1	11.1	38.9	50.0
		標本数	(キ)嘉麻市男女共同参画推進条例					(ク)嘉麻市男女共同参画社会基本計画					(ケ)嘉麻市男女共同参画推進室				
		てよく知	と聞か	な全く知ら	無回答	い『知	てよく知	と聞か	な全く知ら	無回答	い『知	てよく知	と聞か	な全く知ら	無回答	い『知	
全体	1,082 100.0	50 4.6	361 33.4	522 48.2	149 13.8	411 38.0	42 3.9	334 30.9	545 50.4	161 14.9	376 34.8	46 4.3	319 29.5	557 51.5	160 14.8	365 33.8	
年齢別	女性:29歳以下	25	-	24.0	72.0	4.0	24.0	-	16.0	80.0	4.0	16.0	-	20.0	76.0	4.0	20.0
	女性:30歳代	42	2.4	23.8	69.0	4.8	26.2	2.4	21.4	71.4	4.8	23.8	2.4	23.8	69.0	4.8	26.2
	女性:40歳代	51	3.9	31.4	58.8	5.9	35.3	2.0	29.4	62.7	5.9	31.4	3.9	27.5	62.7	5.9	31.4
	女性:50歳代	79	3.8	38.0	53.2	5.1	41.8	2.5	36.7	55.7	5.1	39.2	3.8	36.7	54.4	5.1	40.5
	女性:60歳代	167	3.6	33.5	53.9	9.0	37.1	3.6	31.7	53.9	10.8	35.3	3.6	28.7	58.1	9.6	32.3
	女性:70歳以上	230	5.7	28.3	38.3	27.8	34.0	5.2	24.8	40.4	29.6	30.0	5.7	23.5	41.3	29.6	29.2
	男性:29歳以下	21	9.5	23.8	61.9	4.8	33.3	9.5	28.6	57.1	4.8	38.1	9.5	28.6	57.1	4.8	38.1
	男性:30歳代	20	-	20.0	75.0	5.0	20.0	-	20.0	75.0	5.0	20.0	-	25.0	70.0	5.0	25.0
	男性:40歳代	33	9.1	39.4	51.5	-	48.5	9.1	36.4	54.5	-	45.5	12.1	33.3	51.5	3.0	45.4
	男性:50歳代	68	1.5	41.2	50.0	7.4	42.7	1.5	35.3	55.9	7.4	36.8	1.5	33.8	55.9	8.8	35.3
	男性:60歳代	173	2.9	41.0	48.6	7.5	43.9	2.9	39.3	49.1	8.7	42.2	2.9	37.0	51.4	8.7	39.9
	男性:70歳以上	137	8.8	35.8	36.5	19.0	44.6	5.8	32.1	40.9	21.2	37.9	5.8	29.9	43.1	21.2	35.7
	無回答	36	5.6	22.2	33.3	38.9	27.8	2.8	25.0	33.3	38.9	27.8	2.8	25.0	36.1	36.1	27.8

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

■男女共同参画に関する施策・用語の認知 [全体、年齢別]

(%)

		標本数	(コ)デートDV					(サ)LGBT				
			てよ いく る知 つ	と聞 が いた るこ	な全 い く 知 ら	無 回 答	い 「 る知 」 つ て	てよ いく る知 つ	と聞 が いた るこ	な全 い く 知 ら	無 回 答	い 「 る知 」 つ て
全体		1,082 100.0	57 5.3	199 18.4	642 59.3	184 17.0	256 23.7	59 5.5	175 16.2	661 61.1	187 17.3	234 21.7
年齢別	女性:29歳以下	25	16.0	16.0	64.0	4.0	32.0	16.0	16.0	64.0	4.0	32.0
	女性:30歳代	42	11.9	31.0	52.4	4.8	42.9	9.5	26.2	59.5	4.8	35.7
	女性:40歳代	51	15.7	29.4	49.0	5.9	45.1	13.7	29.4	51.0	5.9	43.1
	女性:50歳代	79	3.8	27.8	63.3	5.1	31.6	8.9	24.1	62.0	5.1	33.0
	女性:60歳代	167	5.4	16.8	68.9	9.0	22.2	5.4	16.8	68.3	9.6	22.2
	女性:70歳以上	230	3.0	9.6	51.7	35.7	12.6	2.6	8.7	51.7	37.0	11.3
	男性:29歳以下	21	14.3	38.1	42.9	4.8	52.4	9.5	33.3	52.4	4.8	42.8
	男性:30歳代	20	-	15.0	75.0	10.0	15.0	5.0	-	80.0	15.0	5.0
	男性:40歳代	33	12.1	27.3	60.6	-	39.4	18.2	24.2	57.6	-	42.4
	男性:50歳代	68	2.9	23.5	64.7	8.8	26.4	2.9	20.6	69.1	7.4	23.5
	男性:60歳代	173	2.9	24.9	62.4	9.8	27.8	4.0	15.0	71.1	9.8	19.0
	男性:70歳以上	137	5.1	7.3	61.3	26.3	12.4	2.9	11.7	59.9	25.5	14.6
	無回答	36	-	16.7	41.7	41.7	16.7	-	19.4	38.9	41.7	19.4
		標本数	(シ)家族経営協定					(ス)ジェンダー				
			てよ いく る知 つ	と聞 が いた るこ	な全 い く 知 ら	無 回 答	い 「 る知 」 つ て	てよ いく る知 つ	と聞 が いた るこ	な全 い く 知 ら	無 回 答	い 「 る知 」 つ て
全体		1,082 100.0	23 2.1	102 9.4	765 70.7	192 17.7	125 11.5	59 5.5	156 14.4	681 62.9	186 17.2	215 19.9
年齢別	女性:29歳以下	25	4.0	4.0	88.0	4.0	8.0	16.0	16.0	64.0	4.0	32.0
	女性:30歳代	42	-	2.4	92.9	4.8	2.4	9.5	23.8	61.9	4.8	33.3
	女性:40歳代	51	5.9	17.6	70.6	5.9	23.5	7.8	31.4	54.9	5.9	39.2
	女性:50歳代	79	1.3	11.4	82.3	5.1	12.7	6.3	20.3	68.4	5.1	26.6
	女性:60歳代	167	1.2	7.2	79.6	12.0	8.4	5.4	9.6	76.0	9.0	15.0
	女性:70歳以上	230	2.6	6.5	54.3	36.5	9.1	3.9	5.2	53.0	37.8	9.1
	男性:29歳以下	21	9.5	33.3	52.4	4.8	42.8	23.8	33.3	38.1	4.8	57.1
	男性:30歳代	20	5.0	5.0	80.0	10.0	10.0	5.0	5.0	80.0	10.0	10.0
	男性:40歳代	33	3.0	6.1	90.9	-	9.1	9.1	21.2	69.7	-	30.3
	男性:50歳代	68	2.9	10.3	76.5	10.3	13.2	7.4	26.5	57.4	8.8	33.9
	男性:60歳代	173	0.6	13.3	75.1	11.0	13.9	2.3	17.3	70.5	9.8	19.6
	男性:70歳以上	137	2.2	8.0	65.0	24.8	10.2	3.6	8.0	64.2	24.1	11.6
	無回答	36	-	11.1	47.2	41.7	11.1	2.8	22.2	33.3	41.7	25.0

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）



山田生涯学習館内 男女共同参画推進室（H29年4月から男女共同参画推進課）（女性相談窓口）



DV防止週間啓発活動（平成28年11月14日）
道の駅うすい前（かまししちゃん と 福岡県警ふっけいくん）

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

「嘉麻市男女共同参画推進条例」の基本理念には、男女の人権が尊重され個性と能力を發揮できる機会の確保、固定的性別役割分担に基づく社会制度や慣行が及ぼす影響への配慮、教育の場における男女共同参画の実現のための配慮、平和を基盤とした国際的協調の下での取組みなどが掲げられています。

国の第4次基本計画では、第10分野【教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進】について、「人々の意識の中に形成された役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題」であることが指摘されています。

基本法の施行から16年を経て、このような状況であり、意識改革は難しい課題といえます。嘉麻市においても、今後とも条例にのっとり人権を尊重した意識づくりに継続的に取り組まなければなりません。

固定的な性別役割分担に基づく慣習や慣行は、家庭や地域などで根強く、子どもへの影響も大きいことから、市民や地域の活動団体と連携し、各々の抱える課題に男女共同参画の視点を取り込むことで、身近な場面での意識の解消を進めていく必要があります。男女共同参画の趣旨や必要性について広く周知し、教育をとおして意識改革と啓発を進めます。

「男性が主、女性は従」とする考え方は、暴力という人権侵害を容認することにもつながる場合があります。暴力根絶の視点からも、性別役割分担意識の解消を目指します。

また、国際的な規範や基準の理解を深めて、広い視野での男女共同参画に関する意識づくりを進めます。そのために「基本目標Ⅰ」では、次の5つの主要課題を掲げました。

主要課題

- 主要課題1 固定的性別役割分担意識の解消
- 主要課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革
- 主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進
- 主要課題4 あらゆる暴力の根絶
- 主要課題5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

主要課題

1 固定的性別役割分担意識の解消

現状と課題

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担を否定する人が半数を超えていました。しかし、実際の家庭内での仕事の分担をみると、「生活費を稼ぐ」は約6割が夫の役割、「掃除」「洗濯」「食事の支度」「食事の後片づけ、食器洗い」などの日々の家事は8割前後が妻の役割となっており、実態はいまだ、性別で役割が分担されていることがわかります。

このような家庭で育つ子どもたちに、固定的性別役割分担意識が再生産されないよう、男性の家事参画を進める啓発が求められます。

また、市民意識調査の結果から、地域活動については、地域の役員や活動の取り仕切りなど中心的な役割は男性、お茶くみ等の雑用は女性という性別役割分担がうかがえ、この現状を「改善すべき」と考えている人と、「現状のままでいい」と考えている人が同じくらいいました。

このような状況が続けば、地域活動自体が停滞するおそれがあり、女性が男性と共に家庭や地域での決定の場に参画する重要性を理解するための意識啓発が必要です。

身近だからこそ重要な家庭や地域での性別役割分担の解消を目指して、啓発をより一層進めます。

特に市民と接する機会の多い生涯学習課においては、家庭や地域の固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った事業の実施をより積極的に進めます。また、青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対して、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発を行います。

■基本的施策と具体的事業

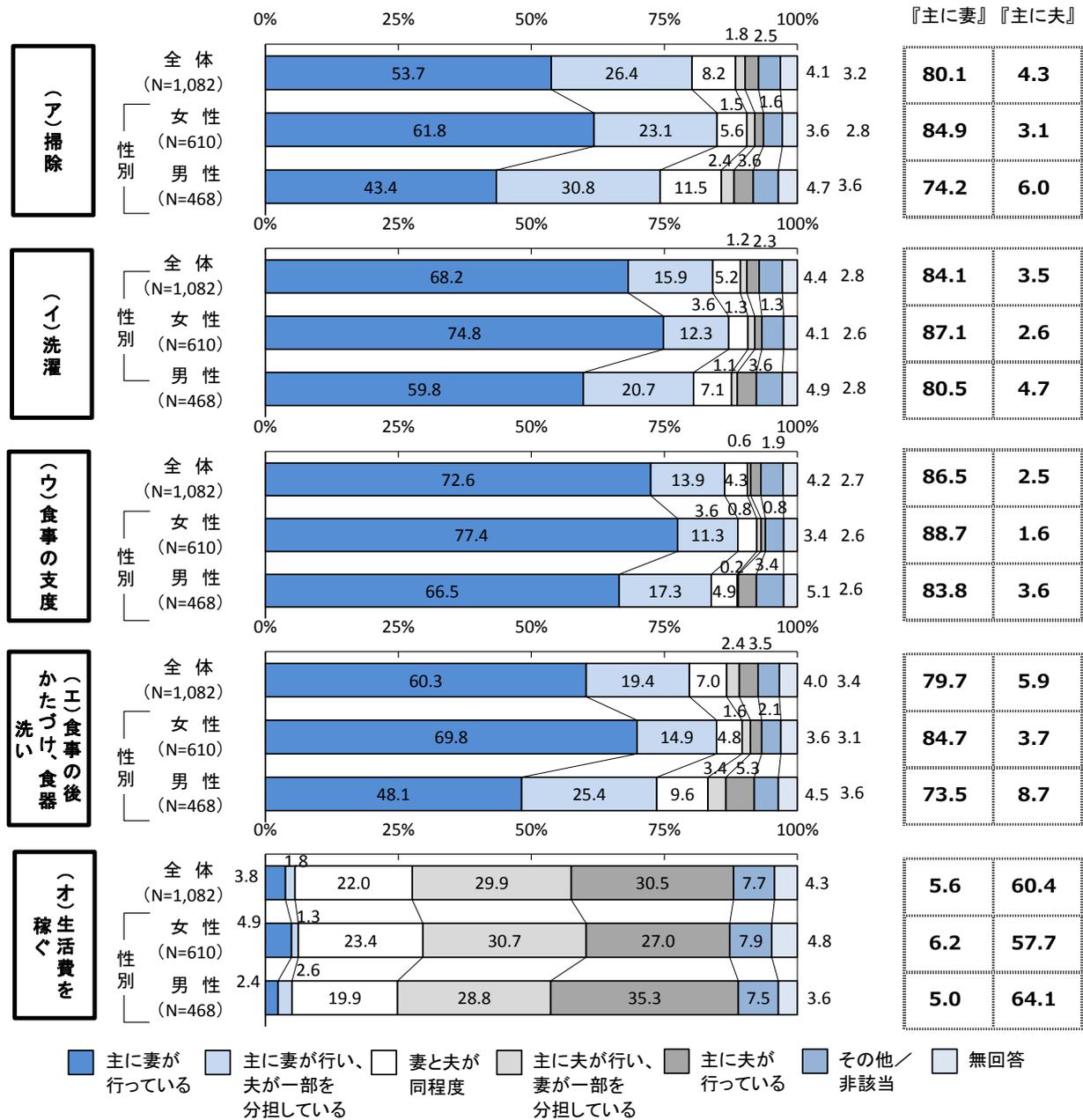
(1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
1	女性と男性が共に家庭生活に参画することの啓発	家庭における固定的な性別役割分担意識を是正するため、所管事業を実施する際には、常に男女共同参画の視点をもって実施する。	全課 生涯学習課

(2) 地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
2	女性と男性が共に地域活動に参画することの啓発	地域における固定的な性別役割分担意識を是正するため、所管事業を実施する際には、常に男女共同参画の視点をもって実施する。	全課 生涯学習課

◆図表 家庭内での役割分担 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

◆図表 現状別にみた地域での役割分担の意識

		標本数	【意識】			
			い現状のまま	改善すべき	わからない	無回答
(ア)催し物の企画などは主に男性が決定している						
全体		1,082 100.0	251 23.2	221 20.4	368 34.0	242 22.4
【現状】	そうしている	299	28.1	45.2	11.7	15.1
	そうしていない	182	67.0	14.8	4.9	13.2
	わからない	450	8.2	12.0	70.9	8.9
	無回答	151	5.3	3.3	3.3	88.1

		標本数	【意識】			
			い現状のまま	改善すべき	わからない	無回答
(エ)地域の役員はほとんど男性になっている						
全体		1,082 100.0	296 27.4	250 23.1	304 28.1	232 21.4
【現状】	そうしている	389	33.4	45.0	10.5	11.1
	そうしていない	256	57.4	18.0	9.0	15.6
	わからない	304	4.3	8.9	77.6	9.2
	無回答	133	4.5	1.5	3.0	91.0

		標本数	【意識】			
			い現状のまま	改善すべき	わからない	無回答
(イ)地域活動は男性が取り仕切る						
全体		1,082 100.0	284 26.2	245 22.6	315 29.1	238 22.0
【現状】	そうしている	379	34.6	42.0	9.2	14.2
	そうしていない	185	61.1	20.0	7.0	11.9
	わからない	368	7.9	12.5	71.7	7.9
	無回答	150	7.3	2.0	2.0	88.7

		標本数	【意識】			
			い現状のまま	改善すべき	わからない	無回答
(オ)地域の集会では男性が上座に座る						
全体		1,082 100.0	297 27.4	213 19.7	330 30.5	242 22.4
【現状】	そうしている	352	29.8	42.9	9.1	18.2
	そうしていない	245	68.6	10.2	7.3	13.9
	わからない	352	5.4	9.7	78.1	6.8
	無回答	133	3.8	2.3	3.8	90.2

		標本数	【意識】			
			い現状のまま	改善すべき	わからない	無回答
(ウ)地域の集会では、女性がお茶出しや片づけをしている						
全体		1,082 100.0	320 29.6	283 26.2	251 23.2	228 21.1
【現状】	そうしている	598	36.8	39.6	10.4	13.2
	そうしていない	127	66.1	12.6	5.5	15.7
	わからない	241	5.0	10.8	74.3	10.0
	無回答	116	3.4	3.4	2.6	90.5

		標本数	【意識】			
			い現状のまま	改善すべき	わからない	無回答
(カ)行政区長・隣組長などは男性(夫)だが、地域の会議の出席は女性(妻)が出ることが多い						
全体		1,082 100.0	274 25.3	236 21.8	352 32.5	220 20.3
【現状】	そうしている	322	27.6	46.0	10.2	16.1
	そうしていない	283	56.2	16.6	14.1	13.1
	わからない	355	5.4	10.4	77.7	6.5
	無回答	122	5.7	3.3	2.5	88.5

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

主要課題

2 社会制度・慣行の見直し、意識改革

現状と課題

固定的な性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣習・慣行は、男女共同参画社会の形成という視点からみたとき、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、制度や慣行が男女に中立に機能しない場合があります。

市民意識調査によると、「社会通念・慣習・しきたりなど」においては、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』と感じている女性は73.5%、男性は66.7%といずれも高く、社会通念等の質問に関しては不平等感が強いことが分かります。

さらに、全国調査と比較すると、「男性の方が優遇されている」の割合は、市民意識調査の方が女性で16.9ポイント、男性で8.3ポイント高く、全国平均に比べて本市はより不平等感が強くなっています。

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度や慣習・慣行が固定的な性別役割分担意識にとらわれていないか、男女平等の視点で常に検証することが必要です。

本市では、社会制度や慣行の見直しにつながるように、情報の収集や提供を行ってきましたが、今後も、これらの取組みを充実するとともに、地域や職場などで男女平等を阻む慣行や制度の実態を調査し、課題を顕在化していきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供

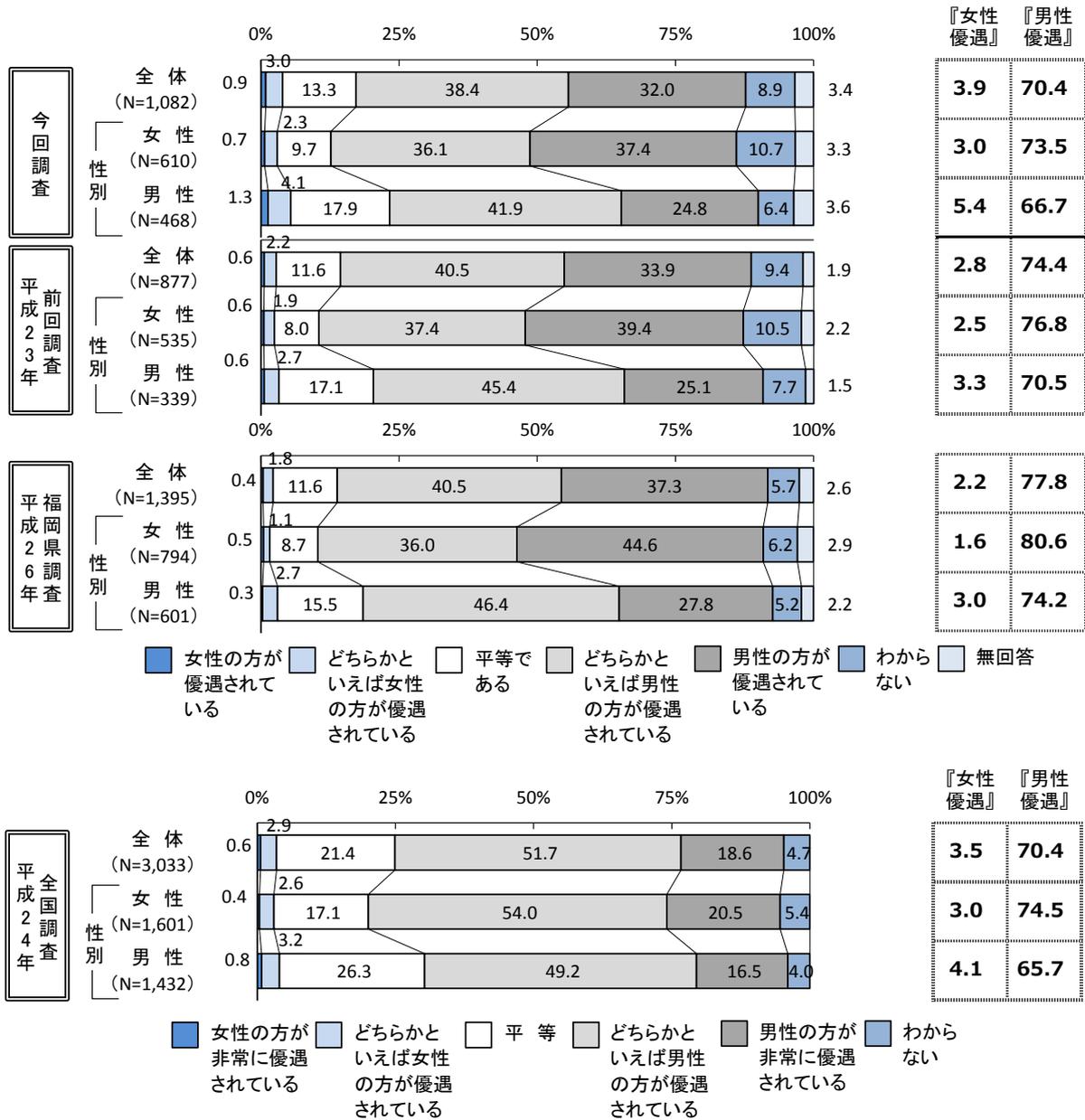
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
3	男女共同参画に関する情報の収集及び提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民や職員に提供する。	男女共同参画推進課

(2) 男女共同参画に関する調査及び研究

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
4	男女共同参画の推進を妨げる慣行についての調査及び研究	地域や職場において性による差別的な制度や慣行があるかどうかについて調査(市民意識調査等)を実施し、その分析を行い、課題の解決に努める。	男女共同参画推進課

◆図表 「社会通念・慣習・しきたりなど」での男女の地位の平等感 [全体、性別]

(前回調査・福岡県調査・全国調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

主要課題

3 教育の場における男女共同参画の推進

現状と課題

市民意識調査によると、「学校教育の場」における男女の地位について「平等である」と答えた人は5割を超えていましたが、全国調査と比べると、13ポイント低くなっており、全国平均よりも学校教育の場における不平等感は高いといえます。

子どもがそれぞれの性別に関わりなく個性と能力をのばし、働くことや経済的自立の大切さを教え、主体的に進路を選択する能力を身につけるためには、男女共同参画の視点を踏まえた教育を進めなければなりません。

一方、家庭での子育てでは、男の子に炊事・洗濯等の生活技術を積極的に求める割合は66%と消極的姿勢が見られ、未だ固定的性別役割分担意識が払拭されているとは言えません。

就学前において、幼少期から男女平等意識を身につけるように教育環境の整備が求められます。

就学後は、学校において、教科教育だけでなく、清掃や給食、行事など、教科外活動の指導においても、男女平等や男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。

心身の発達に合わせて、性別で異なる身体の課題を人権の視点からとらえ、お互いの心と体を尊重する性教育を実施しなければなりません。

さらには、子どもの教育に携わる人が適切な教育を実践するために、教育の場での社会的性別（ジェンダー）に基づく慣習や慣行を見直すとともに、教育関係者が性別に関わりなく個性を尊重する意識を醸成できるよう啓発を進めなければなりません。

「嘉麻市男女共同参画推進条例」では、あらゆる教育の場において男女共同参画を実現するための配慮がなされることを基本理念に掲げ、その基本理念にのっとり、教育の充実に努めなければならないことを教育に携わる者の責務として定めています。

誰もが、性別にとらわれず持てる力を発揮するために、教育は大きな力を持っています。

今後とも、教育の場における男女共同参画に関わる事業に積極的・継続的に取り組みます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施

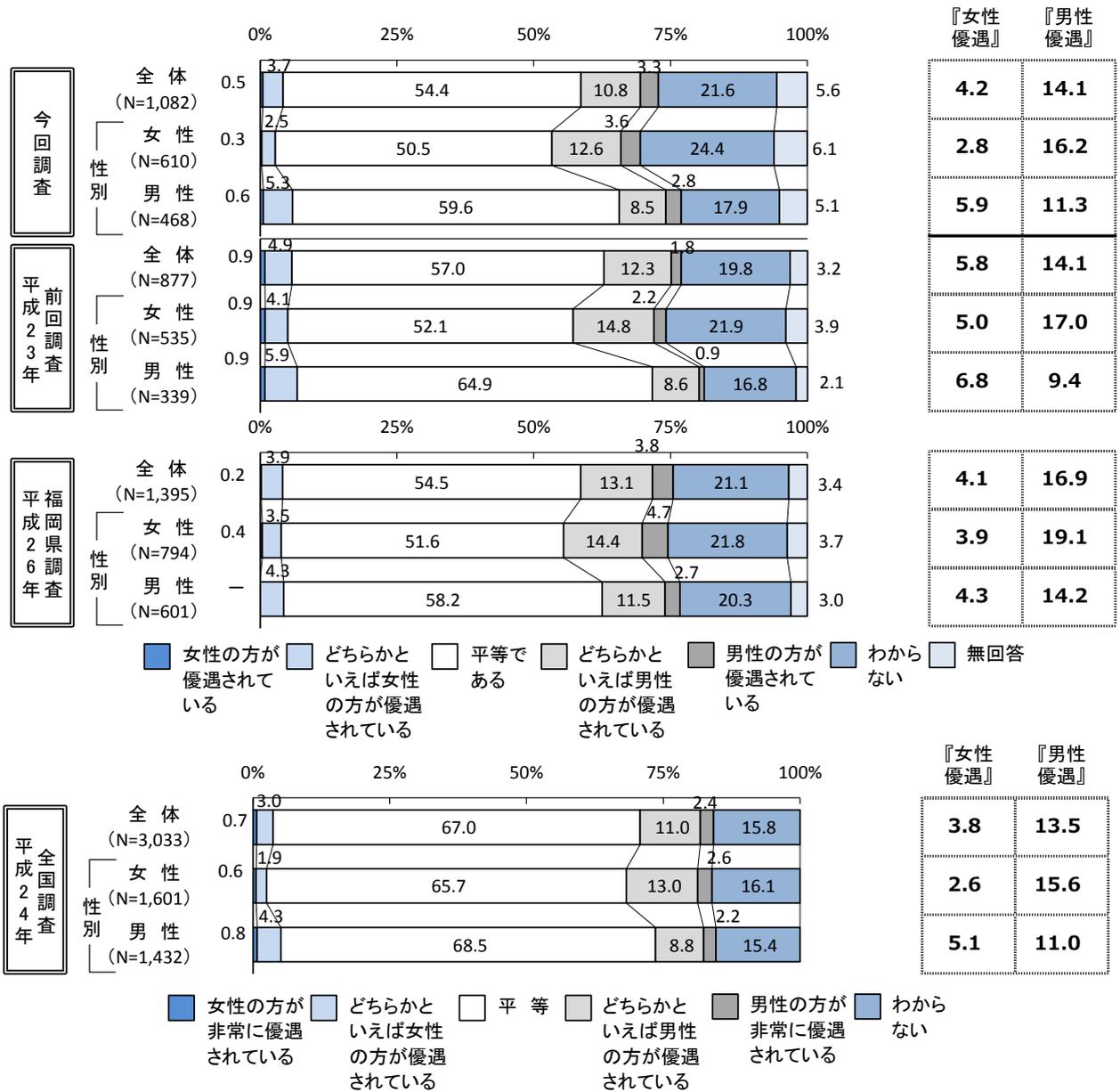
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
5	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた就学前教育の推進	保育所等における就学前教育で、男女平等の視点に立った人権尊重の教育を実施する。	こども育成課
6	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた学校教育の推進	教育課程のすべての領域にわたって、男女平等の視点に立った人権尊重の教育を実施する。	学校教育課
7	男女共同参画の視点に立った進路指導の徹底	固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個人の希望や適性を重視し、職業や進学先を選択できるような教育を推進する。	学校教育課
8	発達段階を踏まえた性に関する指導の充実	お互いの心と体を尊重し、生命を大切にする男女平等の人権教育としての性教育及びLGBTなどの性的少数者の視点を踏まえた指導を推進する。	学校教育課

(2) 教育関係者の男女共同参画に対する意識改革

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
9	公立保育所職員等の研修・啓発の充実	公立保育所のすべての職員を対象として、男女共同参画に関する研修会を実施する。私立保育園についても、情報発信及び情報提供を行う。	こども育成課
10	教職員等の研修の充実	学校に勤務するすべての職員を対象に学校内の慣習・慣行の見直しなど、男女共同参画の理念に基づく児童・生徒の指導法についての研修を推進する。	学校教育課

◆図表 「学校教育の場」での男女の地位の平等感 [全体、性別]

(前回調査・福岡県調査・全国調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

主要課題

4 あらゆる暴力の根絶

現状と課題

市民意識調査によると、ここ3年間の「地域活動の場」でのセクシュアルハラスメントの被害を体験した人は3.1%あり、被害の内容は「卑猥な言葉をかけられたり、猥談をされた」「身体に関して不愉快になる言葉や冗談を言われた」などで男女に関わらず被害を受けていることが分かりました。身体に関する発言は行為者がセクシュアルハラスメントと認識しないままに蔓延している状況がうかがえ、暴力防止に向けた広報や啓発が必要です。

また、全国児童相談所長会による報告書「全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例（平成23年度）」では、2012年度に児童相談所が対応した性暴力被害を受けた子どもは0歳から小学校6年生までの1,614人に上ります。

文部科学省は、2015年4月に性的指向（同性愛など）、性同一性障害や性自認に係る性別違和などを含むLGBTなどの性的少数者の子どもについて、いじめなど人権侵害を受けないように配慮を求める通知を全国の国公私立の小中高校などに出しています。中高生が被害者にも加害者にもなっているデートDVやストーカー、リベンジポルノなど、特にインターネット上、SNSなどによる性暴力が若年層での特徴である現状があります。

性をめぐる暴力の根絶は、幼少時から子どもの周囲の大人たちが取り組むとともに、子どもたちの人権意識を高め、被害者にも加害者にもならない教育を進めます。

性暴力は、基本的人権を侵害するものであり、男女共同参画社会づくりを阻害する社会的問題です。また、性暴力は、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含み、決して、許されるものではありません。

女性に対する暴力は、DV（デートDVを含む。）やセクシュアルハラスメントなど、身近な人から受けることが多いこと、また、性犯罪、売買春、人身取引など、性をめぐる暴力が多いことが特徴です。その背景には、男性優位の意識や男女の経済力の格差など社会的な構造があり、根絶のためには社会全体で取り組まねばなりません。

DV防止法では、地方公共団体に対して、配偶者からの暴力の防止と被害者への自立支援を含めて適切な保護を図ることを責務としており、そのための基本計画の策定を努力義務としています。

本市においては、「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定します。

■ 基本的施策と具体的事業

(1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
11	嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定	嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を策定し、実施する。	男女共同参画推進課

(2) セクシュアルハラスメント、ストーカー等の防止

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
12	セクシュアルハラスメントやストーカー等の暴力防止のための広報・啓発の推進	あらゆる暴力は、重大な人権侵害であることの認識を深め、暴力を防止するための情報提供及び啓発を行う。	人権・同和対策課
			学校教育課
			男女共同参画推進課

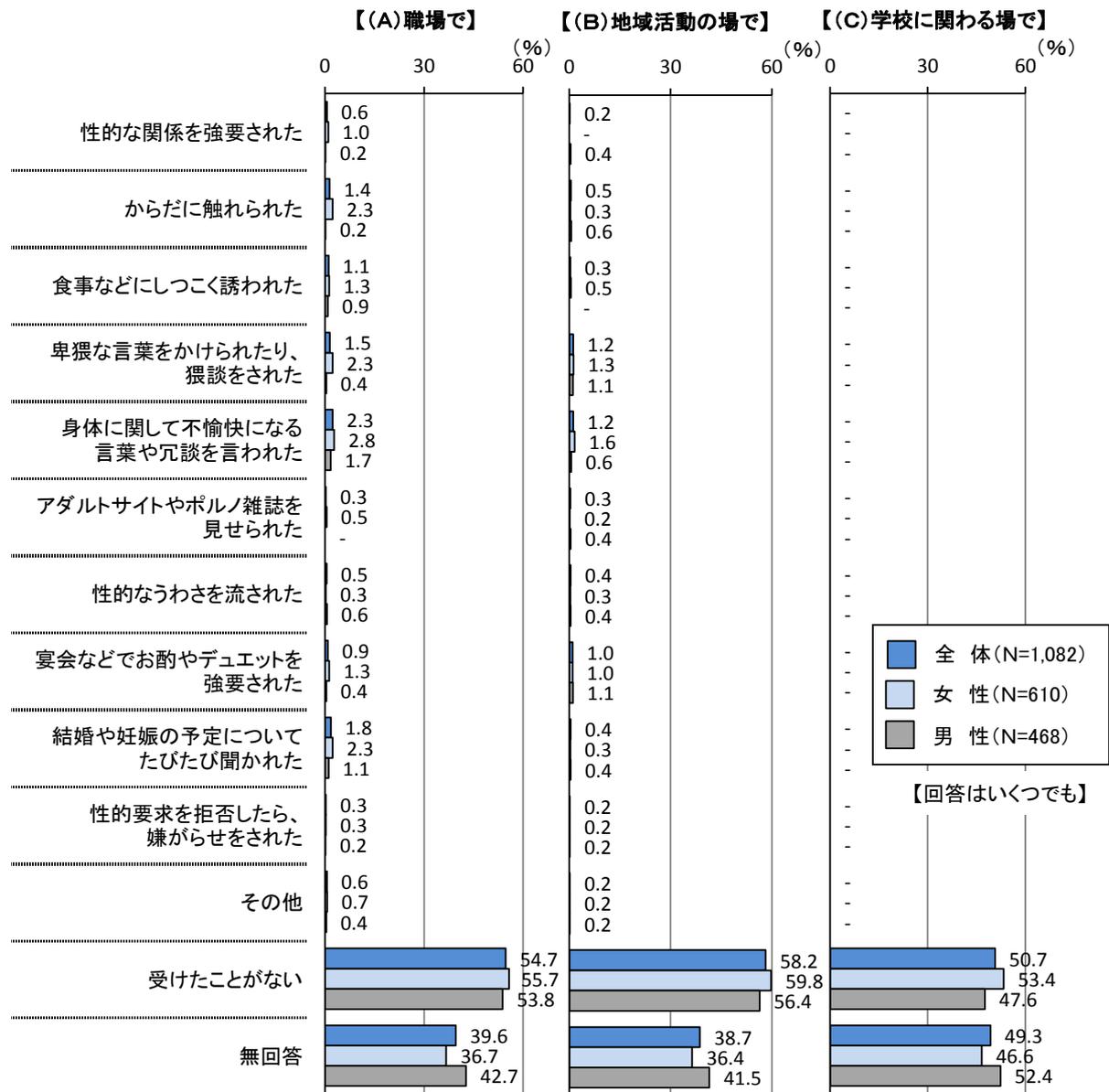
(3) 子どもに対する性暴力等の防止

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
13	子どもを対象とした性暴力等に対する防止教育の推進	性暴力等が重大な人権侵害であるという認識を深めるため、広報及び啓発を行う。子どもが性暴力の被害者とならないよう、また、将来的にも加害者とならないよう、発達段階に応じてお互いの性を尊重する教育、男女共同参画と暴力防止の視点に立った教育を行う。性暴力防止のための支援について周囲の大人たちも学ぶ機会を提供する。	こども育成課
			学校教育課
			男女共同参画推進課

(4) LGBTなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
14	LGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための教育の推進	LGBTなどの性的少数者の児童・生徒に対して配慮するとともに、教育の場での理解が深まるための人権教育を実施する。	学校教育課
15	LGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発	LGBTなどの性的少数者に関する情報を提供し、理解を深めるための講座等を開催する。	人権・同和対策課
			男女共同参画推進課

◆図表 セクシュアルハラスメントの経験 [全体・性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

主要課題

5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

現状と課題

今日までの日本の女性政策は、様々な国際条約を批准し、行動計画を策定する際には国内法の改正や整備を行い、国際的な潮流、国連の動きに支えられて展開してきました。国の第4次基本計画では、改めて強調している視点として、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備において、「国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める」としています。

しかしながら、平成28年（2016年）、国連の女性差別撤廃委員会は、日本に対し、女性差別に関する25もの課題を指摘し、特に、女性の固定的な性別役割分担への規範化と差別を固定化させる慣行や女性への複合的な差別について懸念を表明しています。

同年に世界経済フォーラムが発表した各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数（GGI）では、日本は144か国中111位と低く、その大きな原因は、女性が決定の場に参画するための体制が整っていないことでした。

女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組みの指針及び先進諸国の男女平等の意識や制度について、新しい知識や情報を収集して、提供していきます。

■ 基本的施策と具体的事業

（1）国際的理解及び交流基盤の形成

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
16	国際的動向の把握	諸外国におけるジェンダーギャップ指数及びワークライフバランス等の情報の収集及び提供を行う。	男女共同参画推進課

◆図表 HDI、GII、GGIにおける日本の順位

①HDI (人間開発指数)			②GII (ジェンダー不平等指数)			③GGI (ジェンダーギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.944	1	スロベニア	0.016	1	アイスランド	0.874
2	オーストラリア	0.935	2	スイス	0.028	2	フィンランド	0.845
3	スイス	0.930	3	ドイツ	0.041	2	ノルウェー	0.842
4	デンマーク	0.923	4	デンマーク	0.048	4	スウェーデン	0.815
5	オランダ	0.922	5	オーストリア	0.053	5	ルワンダ	0.800
6	ドイツ	0.916	6	スウェーデン	0.055	6	アイルランド	0.797
6	アイルランド	0.916	7	オランダ	0.062	7	フィリピン	0.786
8	米国	0.915	8	ベルギー	0.063	8	スロベニア	0.786
9	カナダ	0.913	9	ノルウェー	0.067	9	ニュージーランド	0.781
10	ニュージーランド	0.913	10	イタリア	0.068	10	ニカラグア	0.780
11	シンガポール	0.912	11	フィンランド	0.075	11	スイス	0.776
12	香港	0.910	12	アイスランド	0.087	12	ブルンジ共和国	0.768
13	リヒテンシュタイン	0.908	13	シンガポール	0.088	12	ドイツ	0.766
14	スウェーデン	0.907	13	フランス	0.088	14	ナミビア	0.765
14	英国	0.907	15	チェコ	0.091	15	南アフリカ共和国	0.764
16	アイスランド	0.899	16	スペイン	0.095	16	オランダ	0.756
17	韓国	0.898	17	ルクセンブルク	0.100	17	フランス	0.755
18	イスラエル	0.894	18	イスラエル	0.101	18	ラトビア共和国	0.755
19	ルクセンブルク	0.892	：	：	：	：	：	：
20	日本	0.891	26	日本	0.133	111	日本	0.660

備考：国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書 2015」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2016」より作成。

注：HDI 人間開発指数(Human Development Index)：人間開発の3つの基本的な側面、健康で長生きできるかどうか、知識を得る機会があるかどうか、人間らしい生活を送れるかどうかについて、進歩の度合いを長期にわたって測定するための総合的な指標です。具体的には、出生時平均余命、成人の平均就学年数、就学年齢児童の生涯予測就学年数、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出しています。188か国中の順位。

GII ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)：リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワメント、そして経済活動への参加の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数です。具体的には、妊産婦死亡率、15-19歳の女性1,000人当たりの出生数、立法府の議席に占める割合、中・高等教育への進学状況、労働市場への参加率を用いて算出しています。155か国中の順位。

GGI ジェンダーギャップ指数(Gender Gap Index)：世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されます。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできます。144か国中の順位。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性活躍の推進

少子・高齢化の進展、社会のグローバル化、経済状況の大きな変化など多様化する社会的な課題に対応していくのみでなく、あらゆる分野において男女が社会の対等な構成員として参画する機会が確保され、個人の能力が最大限発揮できる男女共同参画の社会づくりが求められています。そのために、これまで女性が十分に参画できていなかった意思決定の場で女性が活躍できるよう環境を整備し、新たな制度を構築していく必要があります。

市の施策を決定する場に女性の意見が反映できるように審議会等の女性委員の比率を高める必要があります。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）では、地方公共団体は、事業主として「特定事業主行動計画」を策定するとともに、民間企業に対して女性活躍に取り組むよう計画的に働きかけていくことが定められています。

地域活動も、その多くは女性たちに支えられていますが、地域での方針決定の場には女性は男性と対等に参画できていない状況があります。

国は、「平成32年（2020年）までに指導的地位に占める女性の割合を30%にする」という目標を平成15年（2003年）に設定していました。しかし、平成32年（2020年）を期限とする第4次基本計画において、達成可能な目標として数値は、下方修正されました。

今こそ、地方から女性の決定の場への参画を阻む状況を改善し、男女が共に活躍する社会を実現するときです。「基本目標Ⅱ」では、次の4つの主要課題を掲げました。

主要課題

- 主要課題1 社会における意思決定過程への女性参画の促進
- 主要課題2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備
- 主要課題3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進
- 主要課題4 地域における女性活躍の推進

主要課題

1 社会における意思決定過程への女性参画の促進

現状と課題

地方公共団体では、子育て・教育、介護・医療、まちづくり等、住民生活に密着した行政を担っています。

男女共同参画社会基本法が施行された平成 11 年(1999 年)に地方分権一括法も施行され、地域づくりのあり方が、地方の実情を踏まえた住民自治へと大きく変わってきました。

住民自治の主体は、市民であり、その半数を占める女性の参画が進むことは、女性だけでなく、男性が共に暮らしやすい社会の実現につながります。

本市では、第 1 次男女共同参画社会基本計画後期計画において、平成 28 年度までに市の審議会等の女性委員の登用率 40%の達成を目指してきました。

この目標を達成するための取組みのひとつとして、市の審議会等委員に女性を紹介するための名簿登録制度「嘉麻市女性人材バンク」を設置し、これまで多くの審議会等に登録者の紹介を行ってきました。

平成 24 年度における審議会等の女性委員の登用率が 26.4 パーセントであったところ、平成 28 年度では 33.6 パーセントと徐々に上昇し、少しずつ成果も上がっているところですが、一部の審議会では、専門分野による性別の偏りのため、女性の参画が進まないところもありました。

また、市職員における男女の比率については、女性の割合が男性と同程度となっており、これらの女性が能力を発揮できるよう、環境をいかに整備していくかについて、年々重要な課題となっています。さらには、市は、市内の事業者や各団体に対して率先垂範する役割も求められています。

政策・方針決定過程への女性の参画を図るためには、特に女性の枠を設けたり、女性の能力発揮のための支援やポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組み、固定的性別役割分担を是正し、広く女性を登用できるようにします。

女性活躍推進法に基づいて策定された「嘉麻市特定事業主行動計画」を市職員へ周知徹底し、その意義について理解を深めるとともに計画を着実に推進していきます。

■ 基本的施策と具体的事業

(1) 政策方針決定への女性の参画促進

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
17	市の審議会等における女性の参画促進	平成33年度までに市の審議会等における女性委員の登用率40%を超えることを目標とする。女性委員のいない審議会等に対し、あて職委員の見直しや委員選任の際の人事秘書課との協議など、女性委員の登用を促進するための取組みを行う。	関係課

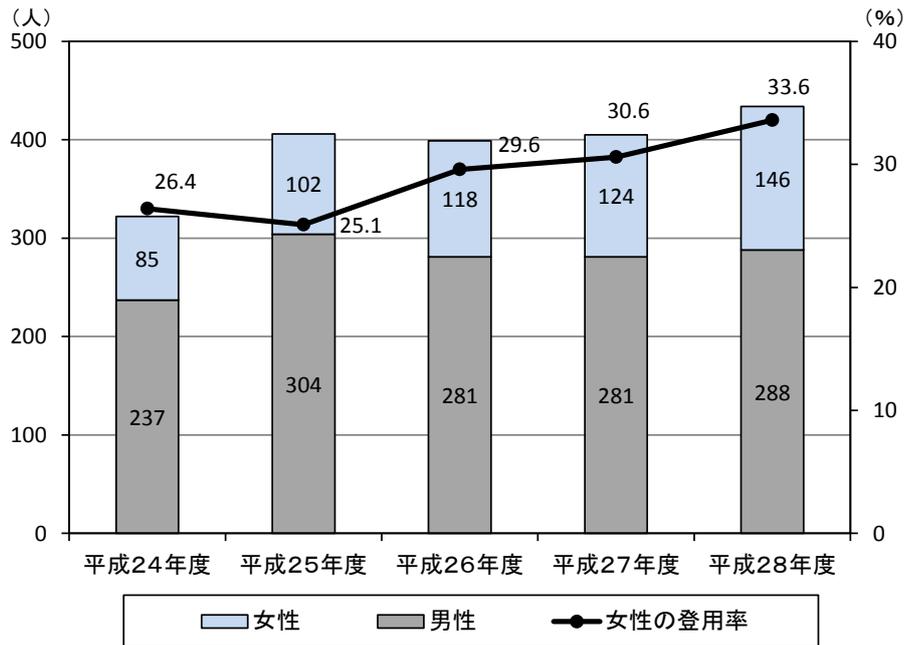
(2) 市における女性職員の登用

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
18	女性活躍推進法に基づく「嘉麻市特定事業主行動計画」の周知及び推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「嘉麻市特定事業主行動計画」の職員への周知徹底と計画実行を進める。また、女性職員の職域拡大のための環境整備を進める。	人事秘書課
19	女性教職員の管理職等への登用の推進	女性教職員の管理職任用試験への積極的な受験奨励を行う。	学校教育課

(3) 女性リーダーの育成

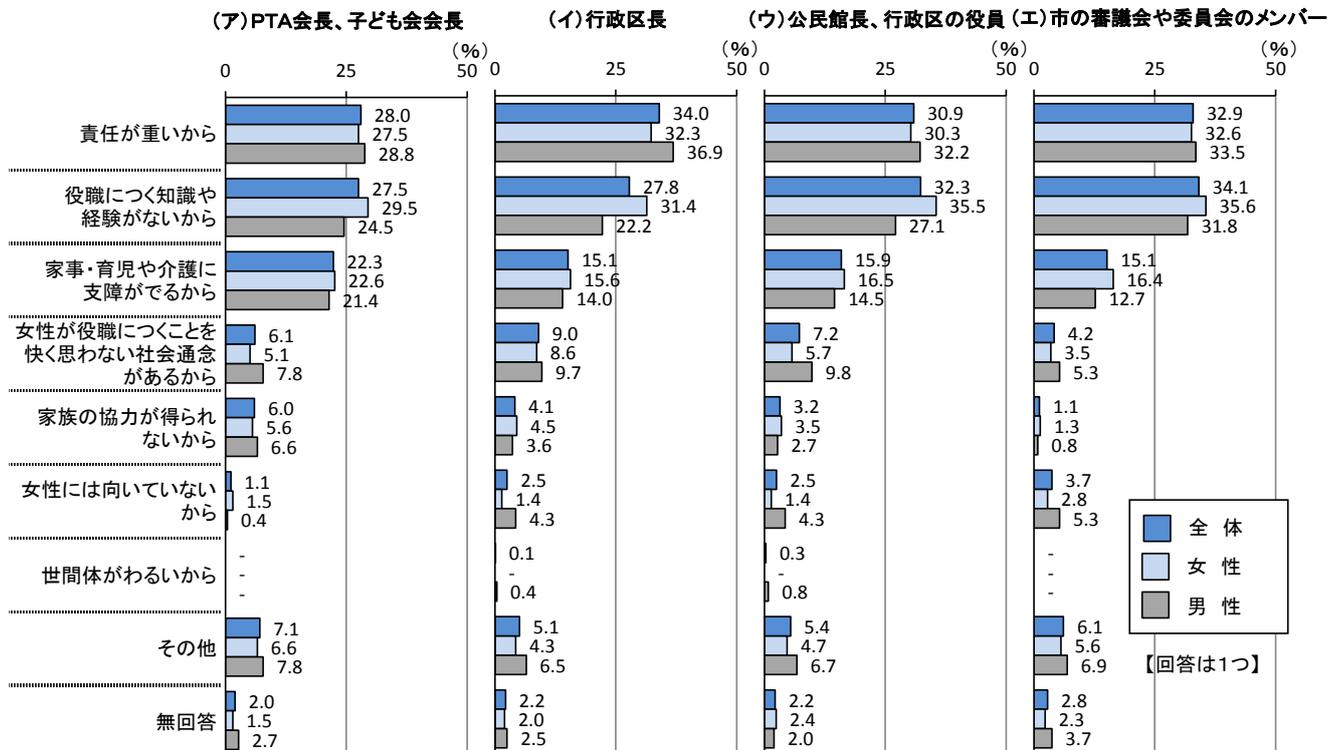
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
20	女性人材の養成	事業者、労組などの各団体に対し、県などが行う講座の紹介や人材養成講座の開催により、女性のエンパワメントを支援する。	男女共同参画推進課

◆図表 審議会等による性別内訳・女性登用率の推移



資料：（各年4月1日）

◆図表 地域の役職を断る理由〔全体、性別〕



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

主要課題

2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備

現状と課題

国の第4次計画にもあるように、就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながるものです。

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できるため、就業の場における男女平等の促進と労働環境の整備を図ることは、重要な意義をもちます。しかし、未だにM字カーブの問題等を含め、課題は解決されていません。

本市における市民意識調査でも、「女性の職業の持ち方」に関する質問については、「結婚や出産にかかわらずずっと職業を持っている方がよい」という家庭責任と就労継続を両立する働き方の支持が44.1%、「子どもができれば職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」と家庭責任を優先して就労を一旦中断する働き方の支持が42.2%と、ほぼ同じ程度になっています。

また、「職場環境」に関し男女の扱いが平等になっているかどうかの質問については、「幹部への登用」、「昇進・昇格」の項目で、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）が、いずれも4割を超えています。

女性活躍推進法の基本方針では、女性が多くの家庭的責任を担っている状況のもと、労働の場においては、男性を中心とした雇用慣行が維持され、その結果、職業生活に男女間の格差が生じている点を指摘し、男性も家庭責任を担えるよう、男性の働き方を見直す意識改革、労働環境の整備などが必要であるとされています。

また、男性中心の労働慣行が生む男女の賃金格差は、女性の経済的な自立を阻み、ひいては、母子家庭の貧困や子どもの貧困をも生み出しています。

本市においても、男女雇用機会均等法やパートタイム労働・派遣労働法に基づく適正な労働条件が確保され、男女が共に育児・介護休業を取ることができる労働環境が整備されるよう、事業者に対して啓発を進めるとともに、女性が活躍しやすい職場環境づくりを目指して企業に情報提供をしていきます。

また、能力や個性を発揮できる働き方の支援を行います。

平成19年（2007年）に改正された男女雇用機会均等法では、男性が受けるセクハラに対しても雇用主が防止対策をすることが定められ、平成21年（2009年）には、パワーハラスメント（以下「パワハラ」という）が労災認定の判断基準項目に加わり、労働安全衛生の視点からの防止が求められています。

さらに、平成28年（2016年）には、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法が改正され、妊娠出産及び育児・介護休業を理由とした不利益な扱い、いわゆるマタニティハラスメントに対する防止措置義務が新設されました。

セクハラやパワハラなど、多様なハラスメントは、働く人の意欲を削ぐものであり、事業者に対しては、安心して働ける職場環境整備の重要性を伝えるとともに、法や制度の活用についての理解を深めるよう働きかけていきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
21	事業者に対する労働に関する法令の遵守及び周知の徹底と意識の啓発及び支援	事業者に対して男女雇用機会均等法やパート労働法など、男女の均等な雇用についての関係法令の周知の徹底を行うとともに、男女の待遇格差の解消や男性中心型労働慣行の見直しを進め、男女共同参画の意識を高める。また、非正規労働者に対する労働法など、権利の周知や理解の促進を図る。	産業振興課

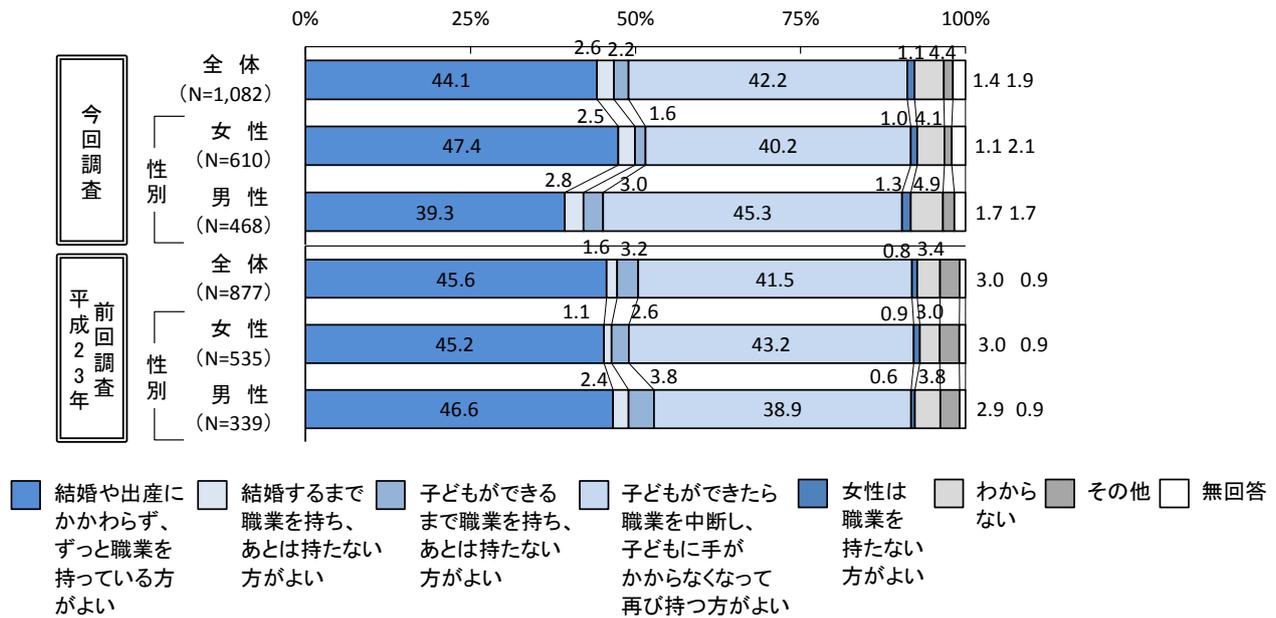
(2) 働く場における女性の活躍の促進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
22	事業者に対する女性活躍推進法の周知徹底（事業者に対する公正な処遇が図られた働き方の推進）	事業者に対して女性活躍推進法及び公正な処遇が図られた働き方に関する情報の普及促進を図り、支援する。	産業振興課
			男女共同参画推進課

(3) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

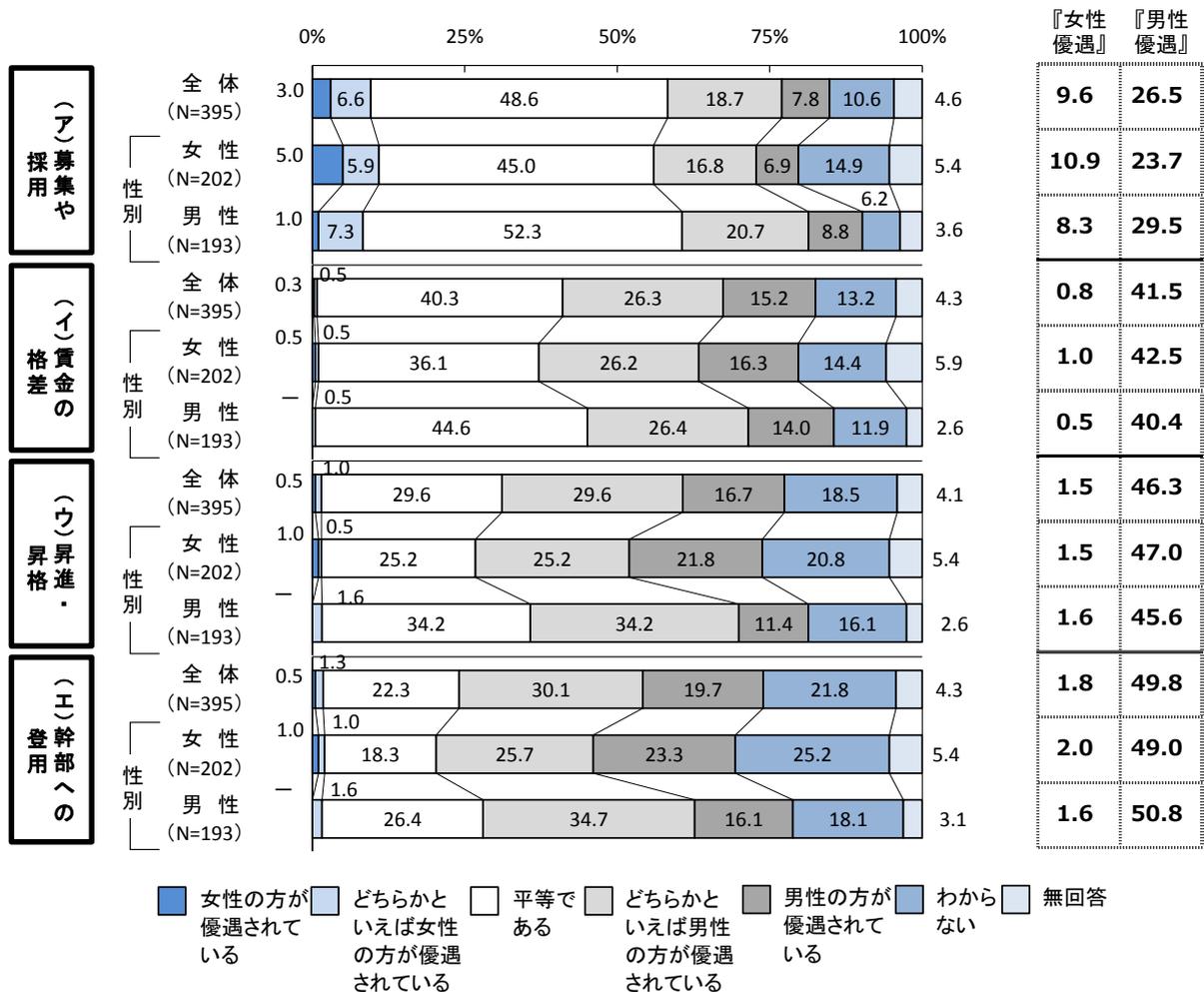
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
23	雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発と相談窓口の周知	事業者に対してセクシュアルハラスメント等の防止に関する情報提供と被害者救済のための各相談窓口の周知を図る。	産業振興課
			男女共同参画推進課

◆図表 女性が職業を持つことについて〔全体、性別〕（前回調査比較）



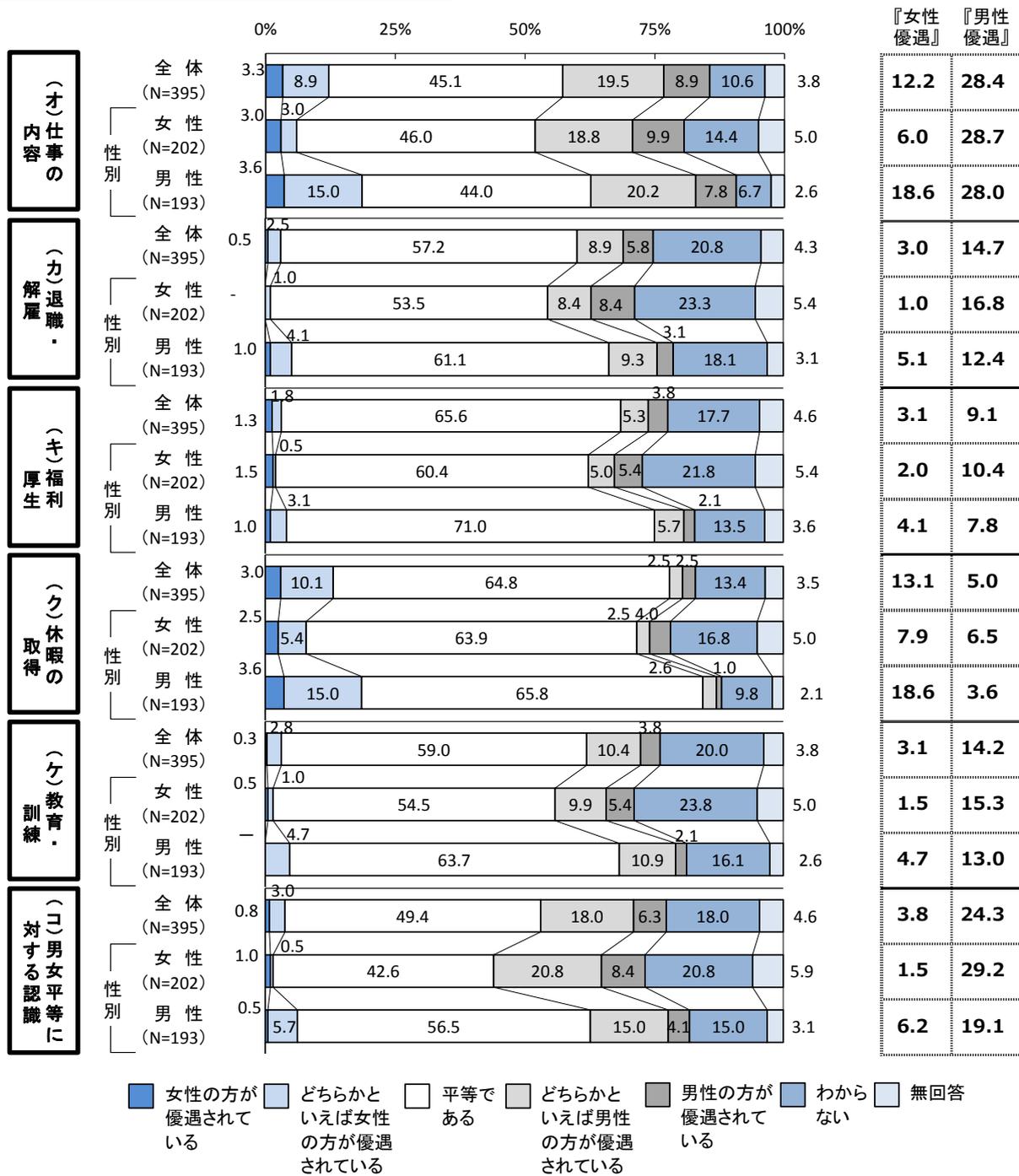
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

◆図表 雇用者の職業環境〔全体、性別〕



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

◆図表 雇用者の職業環境 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成27年)

主要課題

3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進

現状と課題

急速な人口減少という現実が進行する中、持続可能な社会を形成するためには、男女が共に安心して働き、子育てすることができる地域社会の実現が不可欠です。

「女性の活躍推進法」では、農業・商工自営業においても就労の場で女性が男性と対等に働き、決定の場に参画できるような環境の整備が求められています。農林・自営商工業における女性は、職住接近という状況の下で、家事も労働もという負担を強いられる反面、働くことに対する応分の報酬が得られにくいという課題があります。

市民意識調査によると、自営業に従事する人の就労状況は、「作業計画・経営計画などを最終的に決める権限がある」は女性 28.6%で、男性 59.3%よりも 30.7 ポイント下回っており、女性が決定の場に参画できていない状況がうかがえます。

さらに、「自分名義の不動産（土地、家屋など）を持っている」は男性が 55.9%に対し、女性は 16.7%と 39.2 ポイントの差、「自分で受け取って管理できる給与・報酬がある」（男性 66.1%、女性 45.2%）では 20.9 ポイント差、「自分名義の預貯金を持っている」（男性 61.0%、女性 47.6%）では 13.4 ポイント差と、財産や報酬においても男女差が大きくなっていました。

農業においては、女性の労働が正しく評価され、積極的な経営への参画促進と地位向上を図るための意識向上を支援するとともに、家族経営協定の締結を持続するために情報を提供していきます。

また、子どもたちが、幼少期から緑や里山に親しむことで、将来の就業の場としての農林業の担い手となるような事業の取組みを行います。

商工業においては、女性が積極的に参画できるよう関係機関と連携しながら、労働者としての権利の保障や経営参画の確立など、女性の就業条件や労働環境を整備していくよう情報を提供していきます。また、商工業団体に対しては、役員に女性の登用が進むよう、啓発を進めていきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 女性農林業者の参画促進

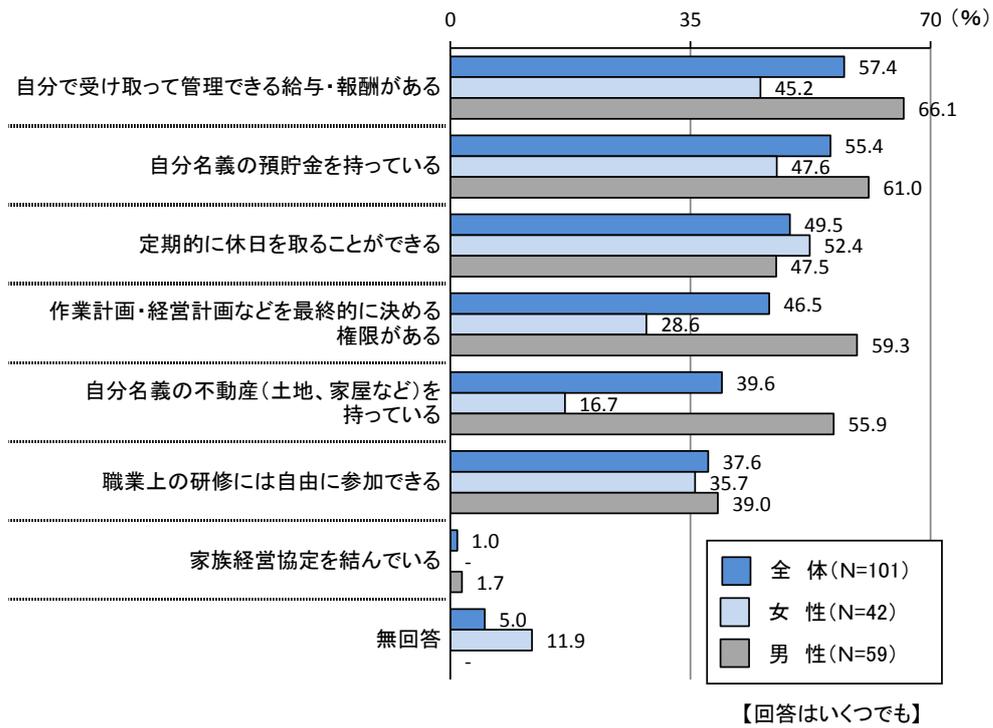
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
24	農林業に従事する女性に対する支援	農林業に従事する女性の経営参画に向けての意識向上や能力発揮を支援するため、関係機関と連携しながら、効果的な情報提供を行う。また、家族経営協定を締結している女性に対して必要な情報提供を行う。	農林振興課
		幼少期から緑や里山に接することにより、就業の場としての農林業に親しむことができる事業の取組みを行う。	農林振興課
			学校教育課

(2) 商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
25	商工自営業に従事する女性に対する支援	商工自営業に従事する女性の経営参画に向けての意識向上や能力発揮を支援するため、関係機関と連携しながら、効果的な情報提供を行う。	産業振興課
26	商工業団体役員への女性登用の促進	商工業団体役員等への女性の登用を促進するよう啓発に努める。	産業振興課



◆図表 自営業者の就労状況 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(平成27年)



主要課題

4 地域における女性活躍の推進

現状と課題

生活の場である地域社会は、子どもの健全な育ちや老後の安心できる暮らし、介護・育児・防災・防犯への助け合いなど、人々の生活の重要な基盤となっています。活力のある住みやすい地域社会を継続するためには、方針決定の場に男女が対等に参画し、協力し、地域のさまざまな課題に多様な視点を取り入れる必要があります。

市民意識調査によると、「PTA会長、子ども会長」や「行政区長」「公民館長、行政区の役員」などの地域の役職に推薦された場合、女性は「引き受ける」が1割超から約2割で、特に「行政区長」では女性は13.1%と低くなっています。

地域の長に女性が就くことが少ない理由として、「男性中心に組織が運営されている(役職や仕事分担、活動時間帯など)から」が約4割と最も高く、次いで「女性が責任のある役を引き受けたがらないから」も高くなっていました。

地域活動は、女性が多くを支えており、地域の課題を女性は熟知していますが、決定の場に参画できないために課題解決に結びつかないという問題があります。

男女が共に地域を担う一員としての自覚をもって、地域活動や社会活動に参画していくためには、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直し、男女が共に参画しやすい環境をつくり、支援していくことが必要です。

地域における女性の登用を進めるために、行政区長や農事区長に女性が決定の場に参画する意義を伝えていきます。また、地域の各団体に対して、男女共同参画の実現に向けた意識を醸成するため、団体のすべての構成員に男女共同参画に関する情報が行き渡るような環境の整備に努め、女性の登用の重要性についての啓発を進めていきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 地域活動・社会活動における女性活躍の推進

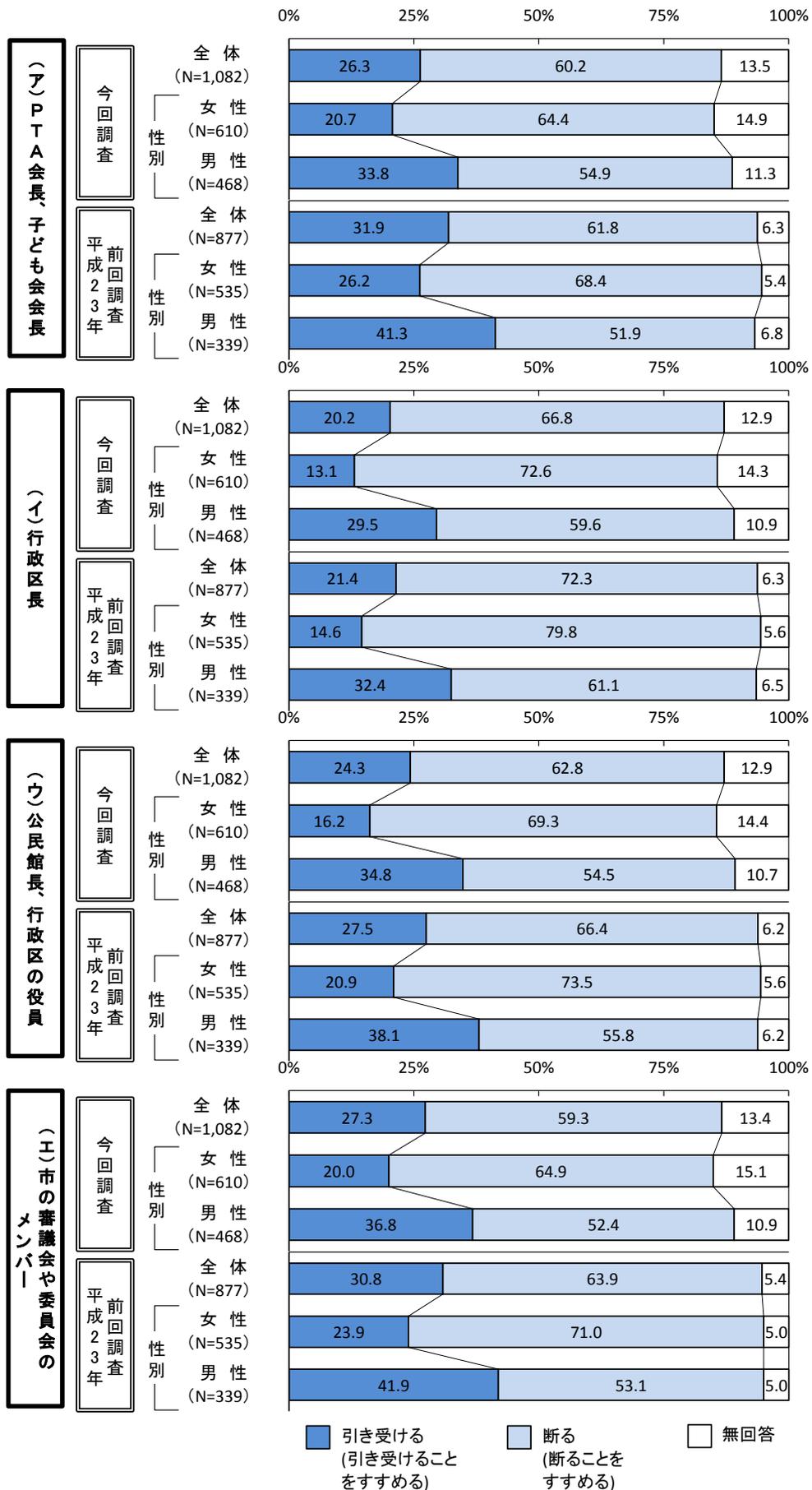
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
27	行政区長への女性登用の促進	男女が共に地域づくりに参加できるよう、団体の自主性を尊重しながら、行政区長への女性の参画を促し、登用を図る。	総務課
28	農事区長への女性登用の促進	男女が共に農業振興に携われるよう、団体の自主性を尊重しながら、農事区長への女性の参画を促し、登用を図る。	農林振興課

(2) 女性の地域活動に対する自立的参画の推進等

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
29	地域活動において男女が共に参画する意識の啓発推進及び環境づくり	地域活動の政策決定の場に男女が共に参画できるようにするため、地域活動を行う団体に対し男女共同参画に関する情報提供や啓発を行う。	関係課

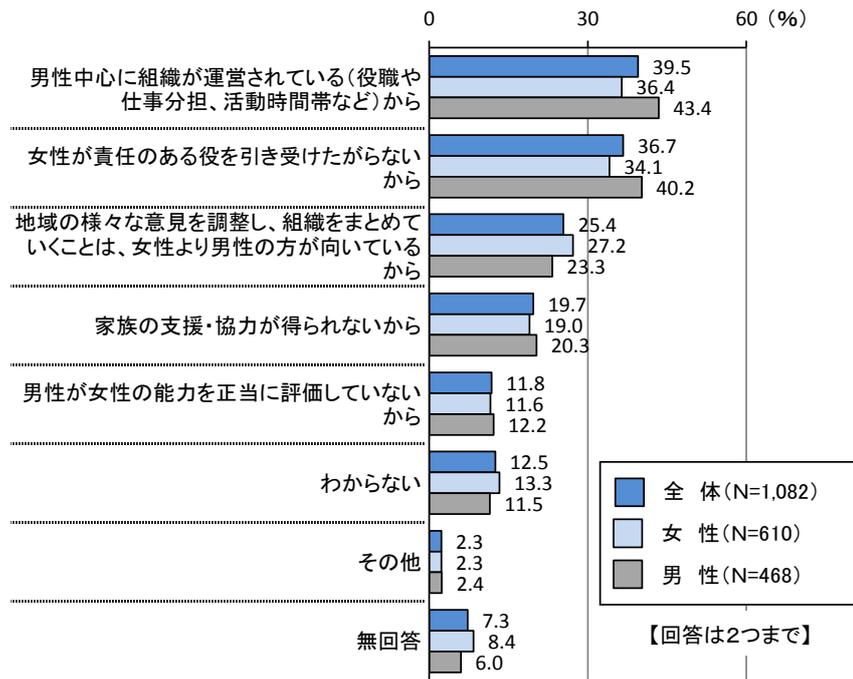


◆図表 地域の役職に推薦された場合の対処 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

◆図表 地域の長に女性が就くことが少ない理由〔全体、性別〕



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）



基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり

嘉麻市男女共同参画推進条例の基本理念においては、「家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること」と、ワークライフバランスの実現を掲げています。

国の第4次基本計画でも、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」を目指すべき社会としてあげています。

男性中心型労働慣行の下では、女性が配偶者と離別したり死別したり、未婚のまま子どもを産み育てるなどすると、経済的に困窮する可能性が高くなります。男性においても、家事・育児・介護等への参画ができず、地域社会への貢献もかなわないという課題を抱えています。

障がい者、外国人、同和地区の女性など、様々な理由で困難な状況に置かれている女性は、女性であることを理由にさらに複合的な困難を抱えやすく、これらの女性が安心して暮らせるためには、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることに鑑み、これらをめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図ることが重要となってきています。

また、条例の基本理念には、「男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること」をあげており、健康に過ごす環境の整備は、男女共同参画社会の基盤となります。

性に関する健康は、一人ひとりが、男女の身体的性差を理解したり、性の多様なあり方を尊重したりして保障されるものです。

また、近年の度重なる自然災害から得た教訓は、地域の防災には、男女共同参画の視点が欠かせないということです。

意思決定の場に女性が参画できないと、男女のニーズの違いが配慮されずに不適切な支援となったり、性暴力が発生したりするなど重大な問題が生じる一方で、女性リーダーのいる地域では、災害対応が素早かったことが報告されています。

そこで、「基本目標Ⅲ」では4つの主要課題を掲げました。

主要課題

- 主要課題1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる
「ワークライフバランス」の実現
- 主要課題2 生涯を通じた健康推進
- 主要課題3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
- 主要課題4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進

主要課題

1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる

「ワークライフバランス」の実現

現状と課題

市民意識調査によると、「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）」を実現するための条件整備への要望は、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境をつくること」が約4割と最も高いのですが、育児休業制度や介護休業制度の実際の利用意向については、「利用したいが利用できそうにないと思う」「利用したくない」と思う人は、2割前後おり、その理由は、「経済的に生活が成り立たなくなるから」「職場に休める雰囲気がないから」が半数を超え、「職場にそのような制度があるかわからないから」が全体の約4分の1を占めています。

育児・介護休業は、すべての被用者（従業員）に法律で保障されている制度であり、2016年8月に法律が改正され、休業給付金は賃金の67%が雇用保険から支払われるなど、より利用しやすくなってきていますが、これらの法律や制度の認知は、不十分であることが調査結果からわかり、さらなる周知が必要です。

また、市民意識調査結果から家庭内での仕事の分担をみると、掃除・洗濯・炊事などの日々の家事を男性はほとんど担っておらず、男性の生活自立は不十分な状況にあります。更に多くの女性が、出産・育児を機に仕事との両立が困難という理由で、離職を余儀なくされています。また、いったん離職した女性は、再就職時には非正規労働者になることが多い状況にあります。

その背景には、男性の長時間勤務やそれを是とする職場優先の意識がありますが、このような厳しい労働環境が家事・育児にかかわることへの障害になり、また、男性の地域での人間関係を築きにくくし、退職後には孤立しがちにさせてしまっています。

一方で、高齢化に伴い、介護が必要な高齢者が増加しており、男性にとっても介護と仕事との両立は大きな課題となりつつあります。

ワークライフバランスの実現には、固定的性別役割分担にとらわれず、一人ひとりが自らの仕事と家庭生活・地域活動への関わりを選択できる社会の実現が必要です。

そのためには、市民の意識啓発だけでなく、働き方の見直しを含めた取組みを進めることが重要です。

男性の家庭での生活自立や地域活動の参画促進に向けての啓発を進めます。

これまで、市においては、子育てや介護を男女が共に担うための支援体制を整備してきましたが、性別や仕事の有無に関わらず、子育てや介護に安心して参画できるよう、さらに施策を充実します。

仕事と育児や介護の両立支援に関する法律や制度については、市民に情報を提供するとともに、事業者に対しても周知啓発を実施し、長時間労働を前提としない働き方改革についての啓発を進めます。

■ 基本的施策と具体的事業

(1) 男性の家庭生活における自立支援

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
30	男性に対する学習機会の提供	男性の日常生活における自立に必要な生活技術を身につけるための学習機会を提供する。	関係課

(2) 男性の地域活動への参画促進

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
31	男性に対する地域活動への参画を促進するための啓発	多様な地域活動への参画を促進するため、男性の職場優先の意識やライフスタイルの見直しに関する広報や啓発を行う。	男女共同参画推進課

(3) 子育て支援施策の充実

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
32	男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援	母親・父親が共に安心して育児と仕事を両立できるよう施策を進める。男性の育児に関わる意識を上げる啓発や女性の育児と仕事の両立に関する不安を減らすような支援を実施する。	こども育成課
33	講座等における託児の実施	子育てに関わる人の社会参加や学習ニーズに対応できるよう市が行う講座、研修会等に託児を実施する。	関係課

(4) 介護支援の施策の充実

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
34	男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援	男女が共に介護を担うための啓発に努め、安心して介護と仕事が両立できる施策を進める。制度利用者や家族介護者に対し、男女の置かれている状況の違いを認識したうえでの支援を実施する。	高齢者介護課

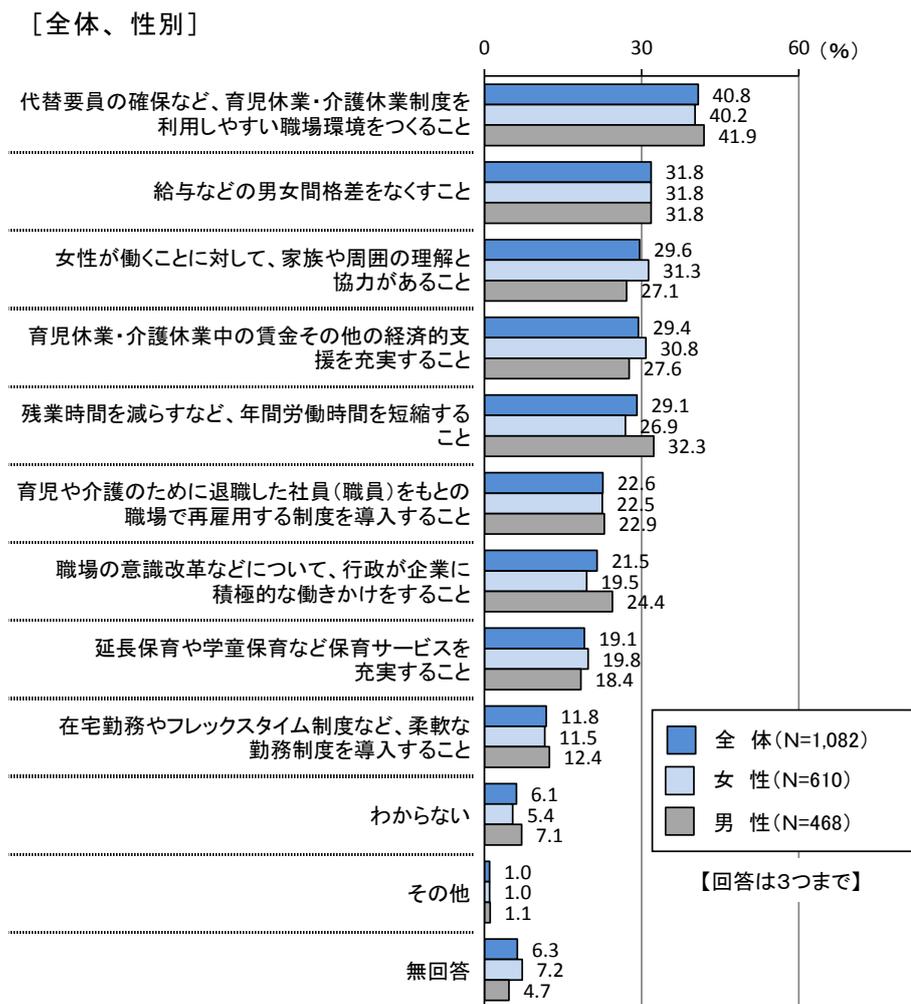
(5) 両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
35	両立支援に関する法令や制度の情報の提供	市民に対して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令や制度について情報提供する。	男女共同参画推進課

(6) 事業者に対する両立支援のための職場環境の整備

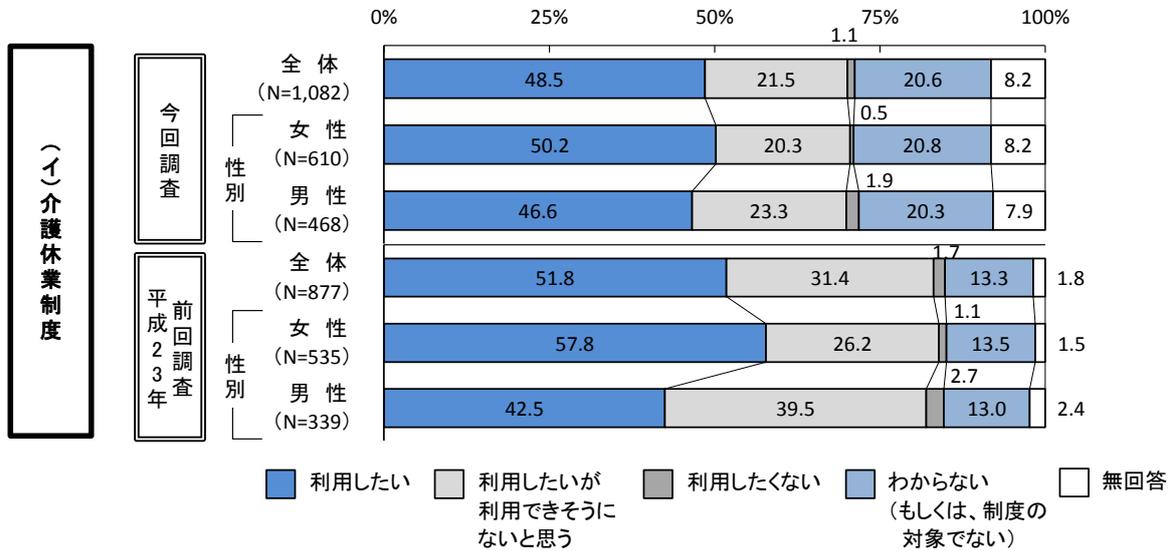
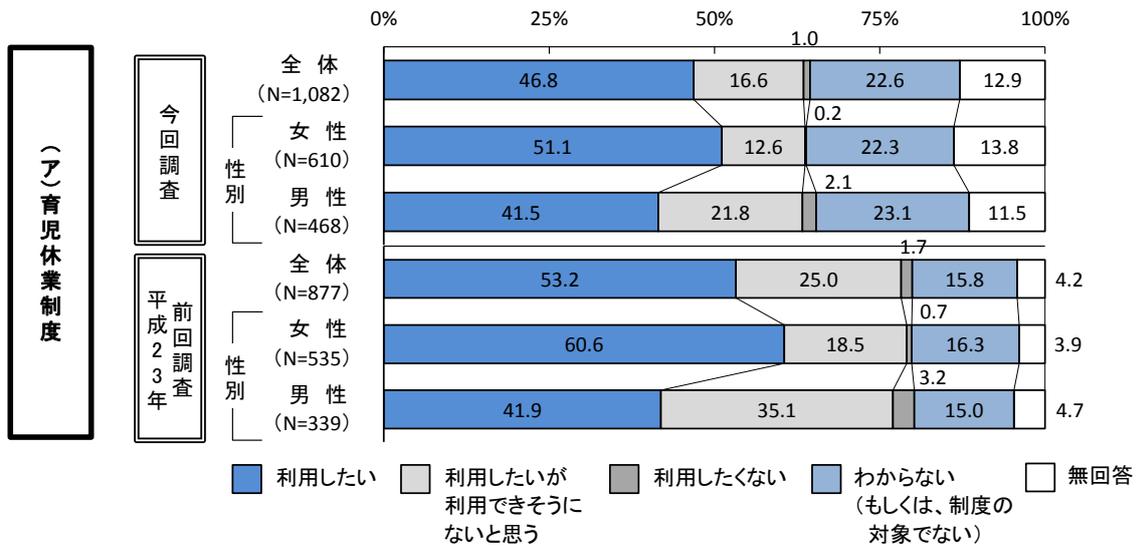
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
36	両立支援に関する法令の遵守及び周知	事業者に対して育児・介護休業法など、両立支援のための関係法令の周知啓発を行う。また、長時間労働の削減等の働き方改革について啓発を進める。	産業振興課

◆図表 「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）」を実現するための条件整備



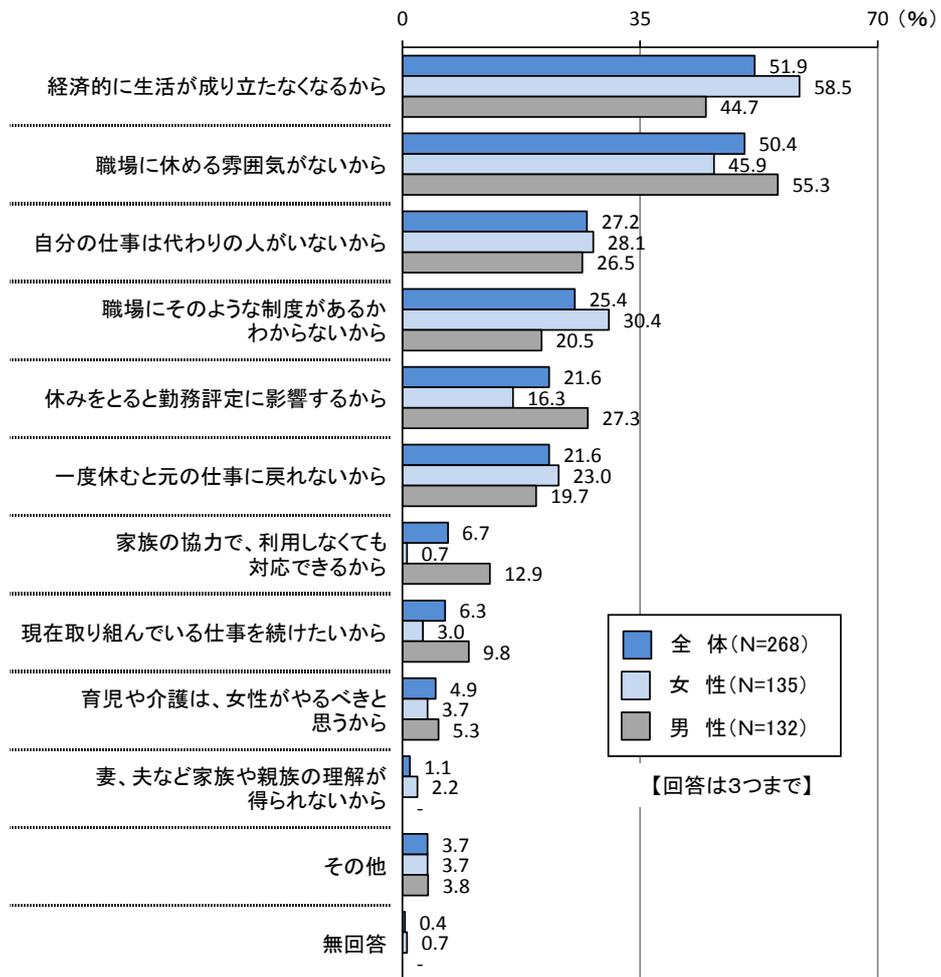
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成27年）

◆図表 育児休業・介護休業制度の利用意向〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

◆図表 育児休業・介護休業制度を利用できそうにない、利用しない理由全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）



主要課題

2 生涯を通じた健康推進

現状と課題

国の第4次計画では、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提であること、また、主体的に行動し、健康を享受するためには、心身及びその健康について正確な知識や情報を入手しなければならないことを指摘しています。

特に心身や生活に大きな変化が現れる女性の妊娠や出産に当たっては、母性保護は当然のこと、望まない妊娠の防止などに男女共に配慮する必要があります。

事実、平成26年（2014年）衛生行政報告例（厚生労働省）では、女性が妊娠した場合の中絶率は、全体平均15%に対し、20歳未満では60%にのぼり、10代の妊娠では望まない妊娠が多いことが分かります。

男性は、食事の摂り方や栄養について関心が低かったり、生活習慣病の原因となる飲酒・喫煙などの習慣を身につけている割合も高い傾向にあります。

「平成27年（2015年）中における自殺の状況」（内閣府自殺対策推進室）では、自殺者を性別で見ると男性が7割を占め、女性よりも2倍以上高く、自殺理由は「経済・生活問題」が女性の9倍近くにのぼり、特に40代～60代で高くなっていました。男性が経済的役割を担わなければならないという圧迫感が死へ追い込んでしまう場合も多いことが伺えます。

女性の主体的な生き方を尊重する「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点に立った健康支援・性感染症予防についても、正しい知識の普及が必要です。

妊娠出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、母子の心身の健康保持への支援を充実するとともに、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制を構築します。

思春期の青少年に対しては、男女ともに性と生殖に関する健康の重要性を理解し、主体的に健康を管理するとともに相手の心身の健康を尊重する意識を醸成する性教育を実施します。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談体制を充実して、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

■ 基本的施策と具体的事業

(1) 女性の性と健康を尊重する環境づくり

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
37	性と生殖に関する健康と権利の啓発	性と生殖に関する健康と権利についての意識が浸透するよう広報などによる周知や学習機会を提供する。	健康課
38	母子保健事業等の充実	妊娠・出産期における母子の心身の健康保持を支援し、男女が共に協力し合いながら妊娠・出産に臨めるよう、お互いの人権を尊重して認め合う知識の普及や啓発を行う。	健康課

(2) 生涯を通じた健康づくり

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
39	思春期における保健対策の推進	思春期の青少年に対してお互いの人権を尊重して認め合う保健や性に関する知識の啓発を行う。	健康課
			学校教育課
40	成人期・高齢期における健康支援	男女のライフステージに応じた特有の疾病等に関する知識の普及や各種健康診査を実施する。	健康課
41	健康相談の充実	各ライフステージで起こる健康問題や心の悩み等について相談体制の充実を図る。	健康課

主要課題

3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

本市では、全人口に占める 65 歳以上の割合は、35.7%（平成 27 年国勢調査）と、国の 26.6%、福岡県の 25.9%に比べると、速いペースで高齢化が進んでいます。また、65 歳以上の一人暮らしの高齢者の 73.8%は、女性が占めています。

今後、本市の高齢化は、急速に進展することが予想されることから、高齢者に関する施策が重要な課題となります。

平成 28 年（2016 年）、国連の女性差別撤廃委員会が日本に対して指摘した女性差別に関する 25 の課題の中には、同和地区の女性や障がいのある女性、外国人女性などマイノリティ女性への複合的な差別がありました。

平成 26 年（2014 年）の国民生活調査によると、16.1%が貧困層であり、その多くは、母子世帯と 65 歳以上の女性の単身世帯です。様々な困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせるための適切な社会的支援が求められています。

平成 27 年の国勢調査の結果では、本市の母子家庭は 490 世帯、父子家庭は 34 世帯となっており、一般世帯数に対する割合は、母子家庭が 3.15%、父子家庭 0.22%で、福岡県平均（母子家庭 1.82%、父子家庭 0.17%）よりも高くなっています。

ひとり親は、固定的性別役割分担が反映され、母子家庭では経済的な困窮、父子家庭では家事や育児など、生活面での不便が課題となります。しかし、父子家庭も一般的な子育て世帯よりも平均収入が低いため、平成 22 年（2010 年）から児童扶養手当が支給されるようになりました。

母子家庭では、非正規雇用で 2 つの仕事をこなす、いわゆるダブルワーク母親が増え、家事の担い手や健康問題など、課題が多様化しています。

様々な困難を抱えた人々が、女性という理由でより不利な状況に置かれることなく、社会を支える重要な一員として誇りを持って自立し、安心して暮らせるために支援を充実していきます。持続的に社会との関わりを持つ機会を提供するとともに、それぞれの個別の事情に応じた支援を得ることができるよう、市や国、県の情報を提供したり、相談窓口を利用しやすいよう工夫します。

ひとり親家庭が安定した生活を送るため、経済的援助や生活援助に関する国や県の制度についての周知を徹底するとともに、子どもの養育や就労問題などの多様な悩みに対応できるよう、内外の相談機関との連携を強化し、ワンストップの支援を目指して、相談体制を充実します。

また、これまでは、支援の対象から外れがちであった父子家庭に対しても、男女共同参画の視点から、父子家庭特有の課題に対応するよう支援を充実していきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等への支援の充実

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
42	高齢者、障がい者の社会活動の支援	高齢者、障がい者が社会の構成員のひとりとして活動できるよう支援し、関係機関との連携を図る。	社会福祉課
			高齢者介護課
43	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等に対する相談体制の充実	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等からの相談に応じるとともに、必要なサービスが適切に提供できるよう各施策・サービスの情報を発信する。また、関係機関との連携に努める。	人権・同和对策課
			社会福祉課
			高齢者介護課

(2) 高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等への男女共同参画の促進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
44	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等の地域活動への参加促進	高齢者、障がい者、外国人、同和地区の女性等が女性であることで複合的な困難な状況に置かれないよう権利擁護と理解の促進を図り、社会参画できる機会の提供や環境整備を進める。	人権・同和对策課
			社会福祉課
			高齢者介護課

(3) ひとり親家庭への支援の充実

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
45	ひとり親家庭に対する各種制度の周知	ひとり親家庭への生活援助に関する各種制度について周知を図り、支援につなげる。	こども育成課
46	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、ワンストップの支援を目指して、相談体制の充実や相談関係機関との連携の強化により自立への援助を図り、貧困の連鎖を断ち切るよう努める。	関係課
47	父子家庭に対する支援	父子家庭の悩みや要望を把握し、家事的負担が大きいなど、父子家庭特有の課題に応じて支援を行う。	こども育成課

主要課題

4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進

現状と課題

東日本大震災や熊本地震の被災体験を得て、被害者支援、復旧、復興等のあらゆる場や組織において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要であることが教訓として残されました。

市民意識調査によると、災害に備えるために必要な女性の参画は、女性は、「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」や「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」など、現状ではケア役割を担うことが多くなっている立場からの要望が高くなっています。男性は、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」や「避難所の運営に女性も参画できるようにする」「日ごろからの男女平等、男女共同参画意識を高める」などが女性よりも高く、女性の主体的な参画や意識の向上を重視しています。

平成 27 年（2015 年）に策定された「嘉麻市地域防災計画」においては、「男女共同参画の推進が、防災復興の基盤となることに基づき、『主体的な担い手』として防災会議委員をはじめ、女性の登用を推進する」ことを基本目標に掲げています。

市民が、自主防災や防火活動の取組みに男女共同参画の視点が必要なことへの理解が進むように、啓発を進めていきます。

また、地域の自主防災組織を形成する上でも、意思決定の場へ女性の参画ができるように体制づくりを支援し、男女共同参画の視点に立って、地域防災計画を実施するよう促進していきます。

■ 基本的施策と具体的事業

(1) 地域防災力を高めるための男女共同参画意識づくり

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
48	防災における男女共同参画の重要性についての啓発	災害対策に男女それぞれの多様な視点やニーズが活かされるよう、自主防災や防火活動の取組みに男女共同参画の視点が重要であることを啓発する。	防災対策課

(2) 男女共同参画の視点に立った自主防災組織の推進

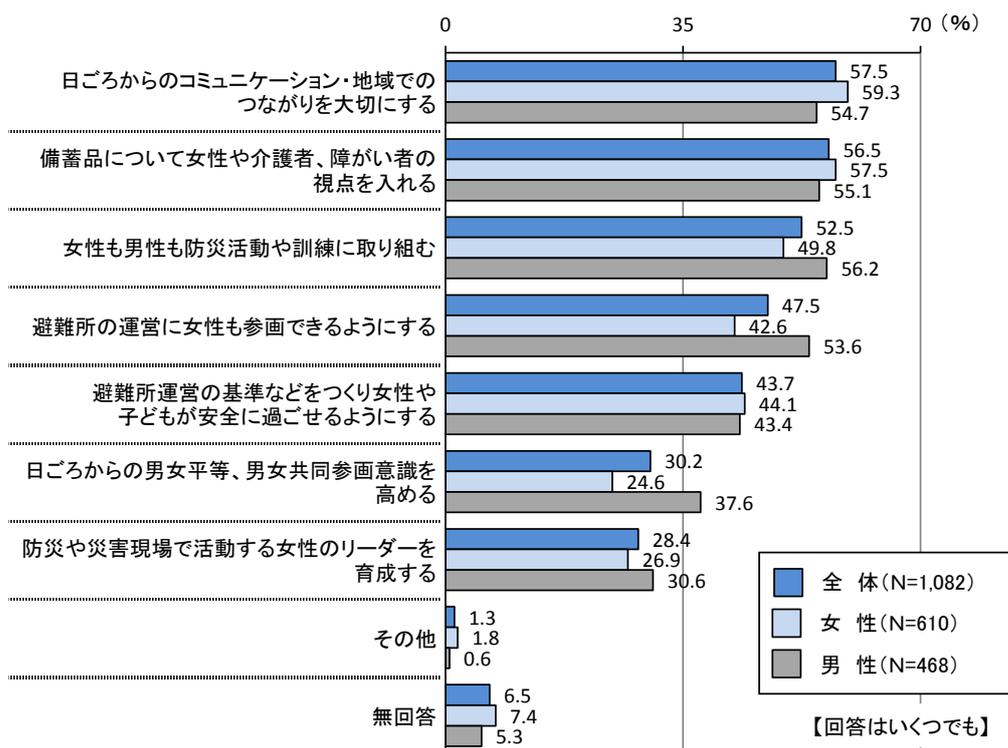
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
49	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	地域における自主防災組織等の育成にあたっては、男女共同参画の視点に立って地域防災の向上を図る。	防災対策課

(3) 地域防災計画の運用促進

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
50	嘉麻市地域防災計画に添った運用の促進	避難所マニュアル等の作成の際には、男女共同参画の視点に立った意見が反映されるよう充実させていく。	防災対策課



◆図表 災害に備えるために必要な女性の参画 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 27 年）

基本計画を推進するための取組み

本計画は、男女共同参画の理念を基盤としていますが、多様な施策が広く多岐にわたっているため、本計画を着実に実施していくためには、庁内の適切な推進体制が不可欠です。

基本計画を推進するためには、まず、市民や市職員の男女共同参画に関する意識や現状のほか、計画の進捗状況等を定期的に把握し、客観的に評価をしながら、施策の推進にあたっていく必要があります。

また、市の職員が市民に率先して行政内部での男女共同参画に向けた取組みを進め、市民に対する模範を示すことが重要です。

男女共同参画の拠点施設では、各種事業の充実を図るとともに、男女共同参画に関する市民団体との連携がいっそう図れるよう、その機能を強化します。

さらには、男女共同参画に関する市民や市民団体と互いに連携を図りながら、協働して課題解決に向けた取組みをすすめ、男女共同参画社会の実現を目指します。

基本計画を推進するための取組みとして、3つの主要課題を掲げました。

主要課題

- 主要課題1 推進組織体制の強化、充実
- 主要課題2 拠点施設の充実
- 主要課題3 市民と行政の協働による推進

主要課題

1 推進組織体制の強化、充実

男女共同参画の推進に関する施策は、広範多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難です。これらの施策の整合性を保つため、嘉麻市男女共同参画推進本部において、庁内各課の連携を図り、総合調整をしたうえで、一元的に施策の進行管理を行います。

広範で多種多様な施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、各課に配置した男女共同参画庁内推進員のいっそうの活用を図ります。

職員一人ひとりに男女共同参画の理念を浸透させるため、定期的に職員の意識調査を実施し、その課題を把握し、男女共同参画やハラスメントなどをテーマとした研修等により、職員の意識改革を図ります。

各課の所管事務において統計資料等を作成する場合は、性別で異なる課題や状況があることから、ジェンダー統計によって、性別の違いによる課題やニーズの把握に努め、より実効性の高いものにします。

嘉麻市男女共同参画推進条例では、「すべての人は、公衆に表示する情報において」、「性別による固定的な役割分担及び差別を連想又は助長する表現」などを行わないと定められています。

市の広報や出版物は、公共性や信頼性が高く、市民への影響が大きいことから、イラストや文章などを配慮し、適切な表現となるよう、職員の認識が高まるよう努めます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 推進本部による一元管理の徹底

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
51	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画施策を総合的に策定し、実施するための進行管理を行うとともに、庁内の総合調整を行う男女共同参画推進本部体制の充実を図る。	男女共同参画推進課

(2) 男女共同参画庁内推進員の活用

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
52	男女共同参画庁内推進員の活用	男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画庁内推進員の積極的な活用を図り、その活動を促進する。	男女共同参画推進課

(3) 職員の意識改革

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
53	職員の意識調査の実施	行政内部における男女共同参画に関する課題解決の基礎資料となる調査を実施し、ハラスメントも含めた実態把握を行う。	人事秘書課
54	職員への男女共同参画に関する情報提供	職員に対してワークライフバランスの積極的な推進を行うとともに、男女共同参画に関する情報提供を行い、理解を深め、推進体制の充実を図る。	人事秘書課
55	職員への男女共同参画に関する研修の充実	職員に向けて、LGBTなどの性的少数者や防災などの新しい課題にも対応した男女共同参画に関する研修を積極的に開催し、理解を深める。	人事秘書課
56	職員及び教職員に対してセクシュアルハラスメント等防止の啓発と推進	男女が対等なパートナーとして働ける職場となるよう、職員及び教職員に対しセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止の啓発を推進する。	人事秘書課
			学校教育課
57	所管事業におけるジェンダー統計の推進	所管事務において統計資料等を作成する場合は、性別の違いによる課題やニーズの把握に努める。	全 課
58	広報紙等の作成における男女共同参画の視点の配慮	市が発行するチラシやポスターにおいて、男女共同参画の視点に立った表現を行う。	全 課

主要課題

2 拠点施設の充実

嘉麻市男女共同参画推進条例第 20 条には、「市は、男女共同参画施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画の取組を支援するための拠点施設を設置する」と定められています。

男女共同参画推進課では、市民に対して、男女共同参画に関する啓発活動や苦情処理を実施しており、「女性相談窓口」を設置し、女性が抱えるさまざまな悩みや問題についての相談業務を行っています。

また、男女共同参画に関する情報の提供や各種講座の紹介、関連図書の閲覧・貸出しなどを行っており、市民団体の活動のみならず、庁内に対しても、男女共同参画の視点から総合的な支援を進めています。

今後も、男女共同参画の拠点施設において、各種事業の更なる充実を図るとともに、男女共同参画に関する市民団体との連携がいつそう図れるよう、その機能を強化していきます。

■ 基本的施策と具体的事業

(1) 男女共同参画の拠点施設の充実

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
59	男女共同参画の拠点施設の充実	男女共同参画の拠点施設について、男女共同参画社会基本計画を積極的に推進するため、男女共同参画に関する各種事業の充実を図るとともに、関係市民団体との連携可能な総合施設（男女共同参画推進センター）として機能強化を図る。	男女共同参画推進課

主要課題

3 市民と行政の協働による推進

男女共同参画社会を実現するためには、行政、市民及び事業者等との連携が重要であり、嘉麻市男女共同参画推進条例においては、「市は、男女共同参画を推進するに当たっては」、「市民及び事業者等と協力しなければならない」と定められています。

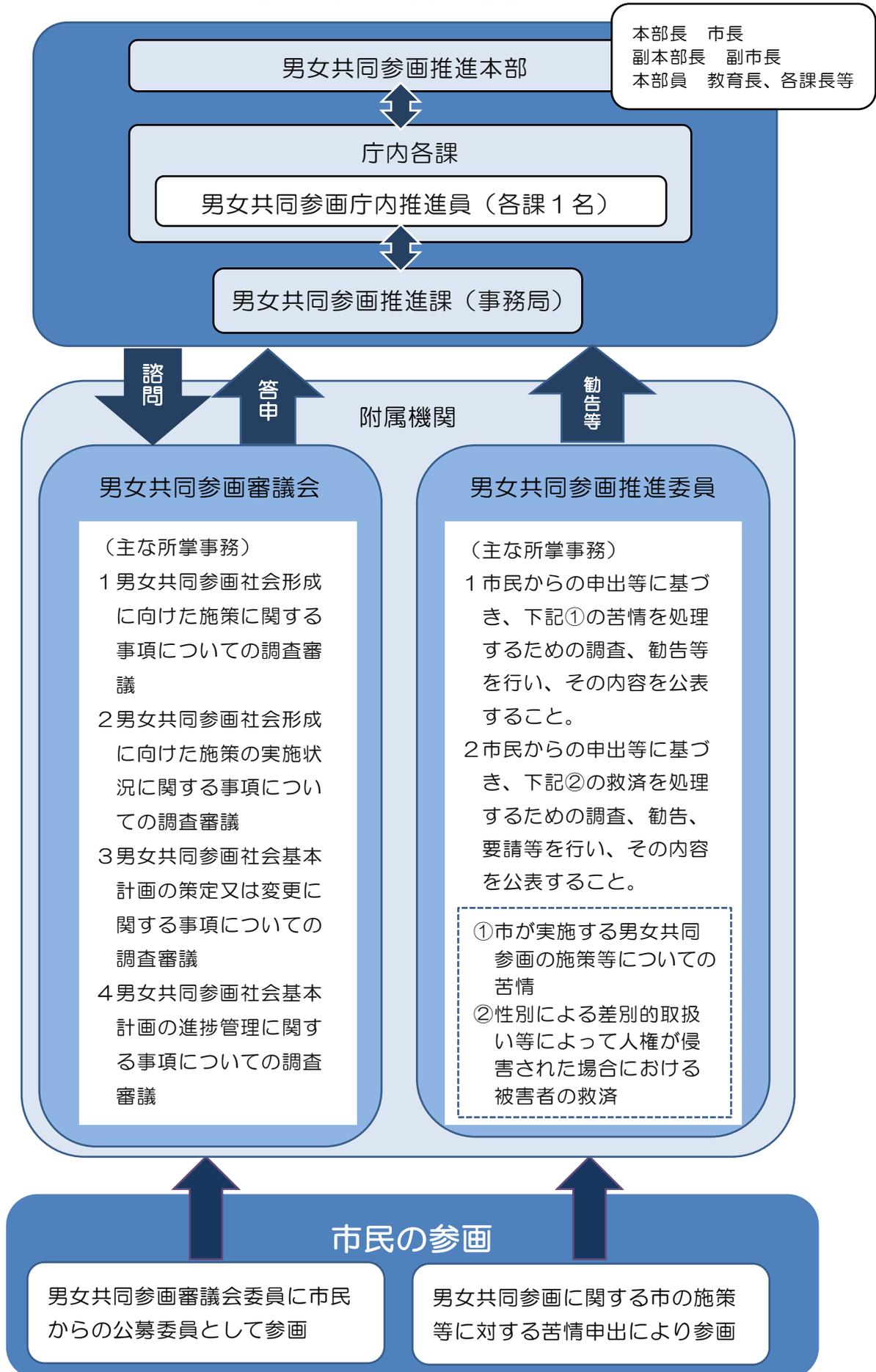
市は、基本計画に基づき実施計画を策定しますが、その実施状況については、市民からの公募委員や地域の各団体の推薦を受けた委員などで構成される「嘉麻市男女共同参画審議会」から評価・提言を受け、その結果を公表します。

また、市民と行政の協働による推進のため、男女共同参画に関する活動を行う市民や市民団体を支援するとともに、互いに連携を図りながら、協働して課題解決に取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 市民と行政との協働

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
60	男女共同参画審議会及び男女共同参画推進委員制度の運用促進	男女共同参画に関する市の施策について調査審議を行う男女共同参画審議会の公募委員に市民が参画することにより、市民としての意見を施策に反映させる。また、男女共同参画に関する市の施策に対する苦情を処理する男女共同参画推進委員の制度運用により、市民からの意見を施策に反映させる。	男女共同参画推進課
61	男女共同参画に関する推進状況の公表	男女共同参画に関する施策の進捗等について、広く市民に周知するための公表を行う。	男女共同参画推進課
62	男女共同参画に関する市民団体への支援と連携	男女共同参画社会の推進を目的とする市民や市民団体の活動を支援するとともに連携を図る。	男女共同参画推進課

嘉麻市男女共同参画推進体制



成果指標

1. 重要な施策について、目標となる数値を「成果指標」として新たに設定します。
2. 市が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値に近づいたか、進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
3. 平成29年度から平成33年度（目標年度）までの5年間です。

1. 市の審議会等における女性の参画推進
女性委員登用率 40%を超える目標を目指します
＜担当課：関係課＞

※第4次福岡県男女共同参画計画においては、県内市町村における「市町村審議会等委員に占める女性の割合」の目標値を40%（目標年度H32年度）としています。

2. 行政区長への女性登用の促進
現行の9.9%から12%を目指します
＜担当課：総務課＞

※第4次福岡県男女共同参画計画においては、県内市町村における「自治会長における女性の割合」の目標値を12%以上（目標年度H32年度）としています。

3. 農事区長への女性登用の促進
現行の0人から2人を目指します
＜担当課：農林振興課＞

4. 自主防災組織の女性役員参画の促進
一つの自主防災組織につき（組織単位ごと）、女性役員の割合が40%を超えることを目指します
＜担当課：防災対策課＞

5. 女性人材バンク登録者数
女性人材バンクの名簿登録者数を現行の11人から30人を超えることを目指します
＜担当課：男女共同参画推進課＞